

財務省

表 11-4 財務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事後評価

表 11-4-① 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の財政状況は、平成 20 年度末における国及び地方の長期債務残高がGDP比 148%（※）と見込まれており、主要先進国の中でも最悪の水準となっている。財政赤字の累増は、財政の硬直化、世代間不公平の拡大、将来に対する不安の増大等を引き起こし、経済社会の活力を損なうこととなりかねない。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」、「日本経済の進路と戦略」等において示されたとおり、政府としては、</p> <p>(1) まずは、2011（平成 23）年度には</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる ロ 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できるだけ均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める <p>(2) さらに、2010 年代半ばにかけて、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する ロ 国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す <p>との目標の実現に向け、今後とも安定的な経済成長を維持しつつ、歳出・歳入一体改革に取り組んでいくこととしている。</p> <p>このため、引き続き歳出改革を徹底するとともに、歳出改革だけでは対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにするため、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について、早期に実現を図る。</p> <p>（※）本数値は、平成 20 年度政策評価実施計画策定時における見込みであり、平成 20 年度末時点の実績値は、約 154%。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>20 年度の財政運営においては、21 年度予算の中で、不要不急な経費の削減をはじめとする徹底した見直しを行うなど、歳出改革の取組を継続し、また「中期プログラム」を取りまとめ、これを踏まえて 21 年度税制改正法の附則に税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を規定するなど、これまでの歳出及び歳入の改革の方向性を維持した。</p> <p>しかしながら、100 年に一度と言われる危機的な世界経済情勢の悪化に伴う我が国経済及び税収等の想定外のペースでの落ち込みにより、結果として 2011 年度の国・地方の基礎的財政収支の黒字化の目標達成は困難になりつつあることに鑑み、「C 達成に向けて一部の進展にとどまった。」と評価した。</p> <p>（必要性）</p> <p>我が国の財政は危機的な状況にあり、その改善に向けて取り組む必要がある。</p> <p>（効率性）</p> <p>世界的な経済金融情勢の変化に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつも、基本的考え方に示された目標を踏まえた財政運営に努めた。</p> <p>（有効性）</p> <p>財政規律の観点から徹底した歳出削減を行う中でも、国民の安全・安心、成長力の強化、地域の活性化等といった課題に予算配分を重点化し、大胆なメリハリ付けを実施した。</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>「当面は景気回復」、「中期的には財政再建」との考えの下、景気回復を最優先で図る。財政規律の観点から、2011 年度までの国・地方の基礎的財政収支の黒字化という現行の努力目標の下で、景気回復を最優先としつつ、財政健全化の取組を進め、「中期プログラム」等の実現に向けて、歳出及び歳入の改革に取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p>

○参考指標 総1-5：国及び地方の基礎的財政収支（対GDP比）の推移 (％)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
国・地方合計	2.4	-0.5	-2.2	-3.1	-3.9	-3.6	-2.9	-4.8	-6.0	-4.6	-4.4	-5.7	-5.7	-4.1	-2.9	-1.8	-1.3	-3.4	-4.2
国	1.9	-0.2	-1.4	-2.1	-2.4	-2.1	-1.6	-3.4	-5.5	-4.7	-4.5	-5.4	-5.4	-4.2	-3.4	-2.5	-1.8	-4.0	-4.1
地方	0.5	-0.4	-0.7	-1.0	-1.5	-1.5	-1.3	-1.4	-0.6	0.1	0.1	-0.4	-0.4	0.1	0.5	0.7	0.5	0.6	-0.2

政策評価の結果
の政策への反映
状況

政府としては、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長との両立を図りつつ、財政健全化に取り組んだ。
このため、財政規律を維持しつつ、限られた資源をより効果的に配分するよう財政の中身を転換し、選択と集中の考え方により無駄や重複を排除しつつ歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行った。

関係する施政方
針演説等内閣の
重要政策(主なも
の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成18年7月7日	小泉内閣の財政健全化(2001～06年度)を第Ⅰ期と位置付けた上で、第Ⅱ期、第Ⅲ期の時間軸と目標を以下のように設定し、財政健全化に一貫性を持って継続的に取り組んでいく。 財政健全化第Ⅱ期(2007年度～2010年代初頭)(略) 財政健全化第Ⅲ期(2010年代初頭～2010年代半ば)(略)

<p>施策名</p>	<p>少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築する</p>																																																																																																				
<p>施策の概要</p>	<p>少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、持続的な経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築することを目指す。</p>																																																																																																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>21年度税制改正において、現下の厳しい経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について税制改正を実施した。また、21年度税制改正法の附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を規定した(関係法律は、国会の審議を経て、21年3月27日に成立し、関係政省令とともに3月31日に公布、4月1日に施行された。)</p> <p>一方、中期的な財政責任を果たし、社会保障に対する国民の安心強化を図るため、20年12月に「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」が閣議決定された。また、この「中期プログラム」を踏まえ、21年度税制改正法の附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を規定した。</p> <p>しかしながら、消費税を含む税制抜本改革の実現には至っていない。</p> <p>これらを総合的に勘案し、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築に向けて取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>各府省庁の政策評価の結果を記載した要望書を各府省庁等との議論の材料とすることにより、21年度税制改正の検討を効率的に行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>21年度税制改正において、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から広範な税目にわたる改正を行うことができた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>我が国の財政事情は極めて厳しい状況にあり、今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、財政健全化の努力を継続し、将来世代に責任をもった財政運営を行っていく必要がある。引き続き歳出改革を徹底するとともに、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければならない。中期的な財政責任を果たし、社会保障に対する国民の安心強化を図るため、消費税を含む税制抜本改革に取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p> <p>○参考指標 総2-1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移</p> <p>(兆円)</p> <table border="1"> <caption>参考指標 総2-1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 (兆円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一般会計税収</th> <th>歳出総額</th> <th>公債発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11</td><td>41.9</td><td>53.6</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>12</td><td>49.9</td><td>51.7</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>13</td><td>50.8</td><td>61.5</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>14</td><td>54.9</td><td>69.9</td><td>6.6</td></tr> <tr><td>15</td><td>60.1</td><td>69.3</td><td>7.3</td></tr> <tr><td>16</td><td>59.8</td><td>70.9</td><td>6.7</td></tr> <tr><td>17</td><td>54.4</td><td>70.9</td><td>9.9</td></tr> <tr><td>18</td><td>54.1</td><td>73.1</td><td>16.2</td></tr> <tr><td>19</td><td>51.6</td><td>73.6</td><td>16.5</td></tr> <tr><td>20</td><td>51.9</td><td>75.9</td><td>21.2</td></tr> <tr><td>21</td><td>52.1</td><td>78.8</td><td>21.7</td></tr> <tr><td>22</td><td>53.9</td><td>78.5</td><td>18.5</td></tr> <tr><td>23</td><td>49.4</td><td>84.4</td><td>34.0</td></tr> <tr><td>24</td><td>47.2</td><td>89.0</td><td>37.9</td></tr> <tr><td>25</td><td>50.7</td><td>89.3</td><td>33.0</td></tr> <tr><td>26</td><td>47.9</td><td>84.8</td><td>30.0</td></tr> <tr><td>27</td><td>43.8</td><td>83.7</td><td>36.0</td></tr> <tr><td>28</td><td>43.3</td><td>82.4</td><td>36.3</td></tr> <tr><td>29</td><td>45.6</td><td>84.9</td><td>36.9</td></tr> <tr><td>30</td><td>49.1</td><td>85.9</td><td>31.3</td></tr> <tr><td>31</td><td>49.1</td><td>81.4</td><td>27.9</td></tr> <tr><td>32</td><td>51.0</td><td>81.8</td><td>26.4</td></tr> <tr><td>33</td><td>46.4</td><td>88.9</td><td>33.0</td></tr> <tr><td>34</td><td>46.1</td><td>102.9</td><td>44.1</td></tr> </tbody> </table>	年度	一般会計税収	歳出総額	公債発行額	11	41.9	53.6	11.3	12	49.9	51.7	9.4	13	50.8	61.5	7.2	14	54.9	69.9	6.6	15	60.1	69.3	7.3	16	59.8	70.9	6.7	17	54.4	70.9	9.9	18	54.1	73.1	16.2	19	51.6	73.6	16.5	20	51.9	75.9	21.2	21	52.1	78.8	21.7	22	53.9	78.5	18.5	23	49.4	84.4	34.0	24	47.2	89.0	37.9	25	50.7	89.3	33.0	26	47.9	84.8	30.0	27	43.8	83.7	36.0	28	43.3	82.4	36.3	29	45.6	84.9	36.9	30	49.1	85.9	31.3	31	49.1	81.4	27.9	32	51.0	81.8	26.4	33	46.4	88.9	33.0	34	46.1	102.9	44.1
年度	一般会計税収	歳出総額	公債発行額																																																																																																		
11	41.9	53.6	11.3																																																																																																		
12	49.9	51.7	9.4																																																																																																		
13	50.8	61.5	7.2																																																																																																		
14	54.9	69.9	6.6																																																																																																		
15	60.1	69.3	7.3																																																																																																		
16	59.8	70.9	6.7																																																																																																		
17	54.4	70.9	9.9																																																																																																		
18	54.1	73.1	16.2																																																																																																		
19	51.6	73.6	16.5																																																																																																		
20	51.9	75.9	21.2																																																																																																		
21	52.1	78.8	21.7																																																																																																		
22	53.9	78.5	18.5																																																																																																		
23	49.4	84.4	34.0																																																																																																		
24	47.2	89.0	37.9																																																																																																		
25	50.7	89.3	33.0																																																																																																		
26	47.9	84.8	30.0																																																																																																		
27	43.8	83.7	36.0																																																																																																		
28	43.3	82.4	36.3																																																																																																		
29	45.6	84.9	36.9																																																																																																		
30	49.1	85.9	31.3																																																																																																		
31	49.1	81.4	27.9																																																																																																		
32	51.0	81.8	26.4																																																																																																		
33	46.4	88.9	33.0																																																																																																		
34	46.1	102.9	44.1																																																																																																		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>平成21年9月の政権交代以降、新政権において、「公平・透明・納得」の原則の下、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築するため、税制全般にわたる改革に取り組むこととし、22年度税制改正大綱において中長期的な改革の方向性等を示すとともに、改革の第一歩として、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点から明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民</p>																																																																																																				

	公益税制の拡充、暫定税率などの燃料及び車体課税の見直し、いわゆる「一人オーナー課税制度」の廃止、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を22年度税制改正において一体として講じた。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第171回国会 総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	大胆な財政出動を行うからには、財政に対する責任を明確にしなければなりません。また、持続可能な社会保障制度を実現するには、給付に見合った負担が必要です。そのために、社会保障と税財政に関する「中期プログラム」を閣議決定しました。経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じます。
	第171回国会 財務大臣財政演説	平成21年1月28日	中期的な財政責任を果たし、社会保障に対する国民の安心強化を図るため、昨年末に閣議決定いたしました「中期プログラム」に従い、消費税を含む税制抜本改革に向けた取組を進めてまいります。

<p>施策名</p>	<p>「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む</p>													
<p>施策の概要</p>	<p>厳しい経済金融情勢を踏まえた的確な対応をとりつつ、資産・債務改革の方針に基づき、財政投融资の重点化・効率化を推進するほか、国有財産の売却・有効活用の推進、適切な国債管理政策の運営等を実施し、ストック面でのスリム化・効率化を進める。</p>													
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 21年度財政投融资計画において、現下の厳しい経済金融情勢にかんがみ、企業の資金繰り対策等の分野には十分な資金供給を行いつつ、引き続き必要な資金需要への絞込みを図ったほか、既往貸付金の証券化を実施した。また、国有財産について、20年6月までに全国の庁舎・宿舍の移転・再配置計画を取りまとめ、不要となった未利用国有地等の国有地を市場情勢に注視し、売却した。このように国の資産規模の着実な圧縮を図っていること等から「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 厳しい経済金融情勢を踏まえた的確な対応をとりつつ、ストック面でのスリム化・効率化を進める。</p> <p>(効率性) 財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化を実施したほか、国有財産の有効活用に向けた取組等を実施した。</p> <p>(有効性) 財政融資資金貸付金について証券化を実施するとともに、国有財産について、有識者会議において庁舎・宿舍の移転再配置計画を取りまとめた。</p> <p>(反映の方向性) 財政融資資金について、一層の重点化・効率化等を行うとともに、国有財産の売却・有効活用に向けた取組を、引き続き適切かつ着実に実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="363 1178 1474 1491"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国の資産額（外国為替等、運用預託金、公共用財産を除く）及びその対GDP比の推移</td> <td>資産額：310兆円程度</td> <td>(20年度末) 概ね達成の見込み (19年度末) 減少（見込） (18年度末) 371兆円（▲27兆円）</td> </tr> <tr> <td>対GDP比：減少</td> <td>(20年度末) 概ね達成の見込み (19年度末) 減少（見込） (18年度末) 72%（▲7%）</td> </tr> <tr> <td>財政融資資金貸付残高の推移</td> <td>160兆円程度</td> <td>(20年度末) 160兆円程度（見込） (19年度末) 181兆円（▲27兆円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () は対前年度末増減</p>			業績指標	目標値	実績値	国の資産額（外国為替等、運用預託金、公共用財産を除く）及びその対GDP比の推移	資産額：310兆円程度	(20年度末) 概ね達成の見込み (19年度末) 減少（見込） (18年度末) 371兆円（▲27兆円）	対GDP比：減少	(20年度末) 概ね達成の見込み (19年度末) 減少（見込） (18年度末) 72%（▲7%）	財政融資資金貸付残高の推移	160兆円程度	(20年度末) 160兆円程度（見込） (19年度末) 181兆円（▲27兆円）
業績指標	目標値	実績値												
国の資産額（外国為替等、運用預託金、公共用財産を除く）及びその対GDP比の推移	資産額：310兆円程度	(20年度末) 概ね達成の見込み (19年度末) 減少（見込） (18年度末) 371兆円（▲27兆円）												
	対GDP比：減少	(20年度末) 概ね達成の見込み (19年度末) 減少（見込） (18年度末) 72%（▲7%）												
財政融資資金貸付残高の推移	160兆円程度	(20年度末) 160兆円程度（見込） (19年度末) 181兆円（▲27兆円）												
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 国債管理政策 国債発行計画の策定に当たっては、国債管理政策上の必要性和市場のニーズ・動向との双方を踏まえ、短期から超長期までの各ゾーンにおいてバランスの取れた発行額を設定する必要がある。 平成21年度においても、国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会等の場を通じた市場との対話をきめ細かく行った。</p> <p>② 財政投融资 平成22年度財政投融资計画の策定に当たっては、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等を踏まえ、必要な資金需要に的確に対応することとし、同時に、財投債（国債）の発行が国債市場に与える影響等に配慮し、財政投融资の規模をできる限り抑制することに努めた。</p> <p>③ 国有財産 未利用国有地等について、市場情勢を注視しつつ、引き続き売却を進めた。 既存庁舎については、過不足を解消するため、監査の結果などを活用し、省庁横断的な入替調整を積極的に行った。</p>													
<p>関係する施政方針演説等内閣の</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年7月7日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>(資産・債務改革) ・「行政改革推進法」に基づき、平成27年度末に国</p>											

重要政策(主なものの)	針 2006		<p>の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約 140 兆円規模で圧縮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努め、今後 10 年間の売却収入の目安として約 12 兆円を見込む。 ・ さらに、財政融資資金貸付金については、財投改革の継続に加えて、対象事業の一層の重点化・効率化、…既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化等によるオフバランス化により、今後 10 年以内であわせて 130 兆円超の圧縮を実現する。
-------------	--------	--	---

<p>施策名</p>	<p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</p>																				
<p>施策の概要</p>	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであり、金融システムの安定のために必要な制度の整備を行うとともに、預金保険機構等の適切な監督を行っていく必要がある。また、通貨に対する信認を確保するため、通貨の流通状況の把握、偽造されにくい通貨の円滑な供給に努める。</p>																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 平成20年度は、金融機関等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、金融機能強化法や保険業法の改正を行うとともに、金融機能強化法に基づく金融機関に対する国の資本参加決定に際し同意を行うなど、金融システムの安定の確保に努めた。また、預金保険機構等に対する政府保証枠を適切に設定したほか、公的資金の回収も着実に進んだ。 通貨に関しては、20年度においても適切に製造計画の策定を行った。また、国内外の関係機関との連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を行った。 以上の施策により、金融システムの安定及び通貨制度の適切な運用に進展がもたらされたものと評価できることから、「B 達成に向けて進展があった。」とした。 (必要性) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであり、金融システムの安定のために必要な制度の整備を行うとともに、預金保険機構等の適切な監督を行っていく必要がある。 また、通貨に対する信認を確保するため、通貨の流通状況の把握、偽造されにくい通貨の円滑な供給に努める必要がある。 (効率性) 金融庁等関係機関と連絡調整を密に行い、事務運営を効率的に行った。 (有効性) 公的資金の回収について、国民負担の回避等の観点から回収に努めた。平成20年度発行の記念貨幣に、偽造抵抗力の高い新たな技術を採用した。 (反映の方向性) 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等の関係機関と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に取り組んでいく。 また、通貨に対する信認を確保するため、独立行政法人国立印刷局・造幣局、国内外の通貨当局等との連携を図り、通貨の偽造・変造防止への環境整備に取り組んでいく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【主な参考指標】 ○参考指標 総4-2：自己資本比率 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="363 1435 1315 1608"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年3月期</th> <th>18年3月期</th> <th>19年3月期</th> <th>20年3月期</th> <th>21年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要行等</td> <td>11.6</td> <td>12.2</td> <td>13.1</td> <td>12.3</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>地域銀行</td> <td>9.4</td> <td>9.8</td> <td>10.4</td> <td>10.3</td> <td>10.5</td> </tr> </tbody> </table>				平成17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	主要行等	11.6	12.2	13.1	12.3	12.4	地域銀行	9.4	9.8	10.4	10.3	10.5
	平成17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期																
主要行等	11.6	12.2	13.1	12.3	12.4																
地域銀行	9.4	9.8	10.4	10.3	10.5																
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用 金融機関等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、金融庁等の関係機関と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。 ② 預金保険機構等への政府保証枠の適切な設定 金融機関等をめぐる情勢の変化や公的資金の回収状況等を踏まえ、適切な規模の政府保証枠を設定した。 ③ 通貨の偽造・変造の防止 通貨の偽造・変造の防止について、引き続き、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備するとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p>																				
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第171回国会 財務大臣財政演説</p> <p>経済財政改革の基</p>	<p>年月日</p> <p>平成21年1月28日</p> <p>平成20年6月27日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「金融機能強化法の改正をはじめとして、金融市場の安定化や金融円滑化のための様々な施策を実施しております。」</p> <p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等</p>																		

	本方針 2008		に基づき、・・・組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、・・・を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008	平成 20 年 12 月 22 日	・・・関係業界等との連携強化を図って偽造通貨を行使しにくい環境の整備を進める・・・

<p>施策名</p>	<p>我が国経済の健全な発展に資するよう、地球規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す</p>																																																																																																																																						
<p>施策の概要</p>	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要である。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要がある。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていく。</p>																																																																																																																																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 平成20年度前半は、G7及びG8サミットの議長国として、サブプライム・ローン問題をはじめとする世界経済、途上国の開発・貧困削減や気候変動といった主要なテーマに取り組んだ。サブプライム・ローン問題に端を発する金融市場の混乱が、リーマン・ブラザーズ破綻を契機に実体経済に波及し、世界中で経済成長の減速や雇用の喪失などを発生させた秋以降、我が国は、IMFに対する最大1,000億ドルの融資取極を各国に先駆けて締結し、IMFの資金基盤強化に貢献した。日本の貢献については、2月のG7声明で「日本政府がIMFとの間で貸付の合意に達したことを歓迎する」と言及されたほか、日本の融資取極に続いてEU諸国等からもIMFへの融資が表明された。こうした背景の下で、平成20年11月から21年3月末までの間に危機的状況に陥った9カ国に対する総額485億ドルのIMF支援が実現したほか、新たな融資制度が整備された。</p> <p>アジアにおける地域協力では、チェンマイ・イニシアティブ(CMI)のマルチ化と資金規模拡大を推し進め、ASEAN+3財務大臣会議において、資金規模をこれまで合意されていた800億ドルから1,200億ドルに増額すること等について一致した。また、途上国の銀行の資本増強支援のため、国際金融公社(IFC)と共同で「途上国銀行資本増強ファンド」を設立したほか、2月にはJBICを活用した「貿易金融イニシアティブ」を発表した。</p> <p>WTOドーハ・ラウンド交渉では関係省庁と協力し交渉の早期妥結に向け取り組んだ。また、EPA交渉についても積極的に取組を進めた結果、既に11か国・地域との協定が発効もしくは署名済となるなど大きな成果や進展があった。</p> <p>以上のことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが必要である。</p> <p>(効率性) 財務省単独で解決することが困難な政策課題について、他省庁やG7各国等の多様な主体と適切に連携して実行し、短期間で多くの具体的な成果を得たため、概ね効率的であった。</p> <p>(有効性) G7声明等で示されたとおり、国際社会で高い評価を得ており、概ね有効であった。</p> <p>(反映の方向性) 世界的な金融・経済危機からの脱却と、危機の再発防止、及び「万人のための公平で持続可能な回復の確保」に向けて、国際社会でイニシアティブを取っていくことが重要課題である。また、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組んでいくとともに、EPA交渉については、政府の基本方針に基づき、今後ともその推進に取り組む必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【主な参考指標】 ○参考指標 総5-2：国際機関による世界経済の成長率見通し (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="379 1713 1471 2078"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">IMF (2009年4月)</th> <th colspan="2">OECD (2009年3月)</th> <th colspan="2">アジア開発銀行 (2009年3月)</th> <th colspan="2">世界銀行 (2009年3月)</th> </tr> <tr> <th>2009年</th> <th>2010年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世界経済</td> <td>-1.3</td> <td>1.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.9</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>OECD諸国</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-0.4</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-0.3</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>-2.8</td> <td>-0.05</td> <td>-0.9</td> <td>1.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-0.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>-6.2</td> <td>0.5</td> <td>-0.1</td> <td>0.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-0.1</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>ユーロ圏</td> <td>-4.2</td> <td>-0.4</td> <td>-0.6</td> <td>1.2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-0.6</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>途上国アジア</td> <td>4.8</td> <td>6.1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>6.5</td> <td>7.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7.0</td> <td>8.0</td> <td>7.5</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>アジアNIES</td> <td>-5.6</td> <td>0.8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>東南アジア</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.7</td> <td>4.2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中南米</td> <td>-1.5</td> <td>1.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.1</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>CIS諸国</td> <td>-5.1</td> <td>1.2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>アフリカ</td> <td>2.0</td> <td>3.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>サハラ以南</td> <td>1.7</td> <td>3.8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4.6</td> <td>5.8</td> </tr> </tbody> </table>		IMF (2009年4月)		OECD (2009年3月)		アジア開発銀行 (2009年3月)		世界銀行 (2009年3月)		2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	世界経済	-1.3	1.9	-	-	-	-	0.9	3.0	OECD諸国	-	-	-0.4	1.5	-	-	-0.3	1.9	アメリカ	-2.8	-0.05	-0.9	1.6	-	-	-0.5	2.0	日本	-6.2	0.5	-0.1	0.6	-	-	-0.1	1.5	ユーロ圏	-4.2	-0.4	-0.6	1.2	-	-	-0.6	1.6	途上国アジア	4.8	6.1	-	-	-	-	-	-	中国	6.5	7.5	-	-	7.0	8.0	7.5	8.5	アジアNIES	-5.6	0.8	-	-	-	-	-	-	東南アジア	-	-	-	-	0.7	4.2	-	-	中南米	-1.5	1.6	-	-	-	-	2.1	4.0	CIS諸国	-5.1	1.2	-	-	-	-	-	-	アフリカ	2.0	3.9	-	-	-	-	-	-	サハラ以南	1.7	3.8	-	-	-	-	4.6	5.8
	IMF (2009年4月)		OECD (2009年3月)		アジア開発銀行 (2009年3月)		世界銀行 (2009年3月)																																																																																																																																
	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年	2009年	2010年																																																																																																																															
世界経済	-1.3	1.9	-	-	-	-	0.9	3.0																																																																																																																															
OECD諸国	-	-	-0.4	1.5	-	-	-0.3	1.9																																																																																																																															
アメリカ	-2.8	-0.05	-0.9	1.6	-	-	-0.5	2.0																																																																																																																															
日本	-6.2	0.5	-0.1	0.6	-	-	-0.1	1.5																																																																																																																															
ユーロ圏	-4.2	-0.4	-0.6	1.2	-	-	-0.6	1.6																																																																																																																															
途上国アジア	4.8	6.1	-	-	-	-	-	-																																																																																																																															
中国	6.5	7.5	-	-	7.0	8.0	7.5	8.5																																																																																																																															
アジアNIES	-5.6	0.8	-	-	-	-	-	-																																																																																																																															
東南アジア	-	-	-	-	0.7	4.2	-	-																																																																																																																															
中南米	-1.5	1.6	-	-	-	-	2.1	4.0																																																																																																																															
CIS諸国	-5.1	1.2	-	-	-	-	-	-																																																																																																																															
アフリカ	2.0	3.9	-	-	-	-	-	-																																																																																																																															
サハラ以南	1.7	3.8	-	-	-	-	4.6	5.8																																																																																																																															
<p>政策評価の結果</p>	<p>① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組</p>																																																																																																																																						

の政策への反映状況

我が国は、G20サミット、G20、G7、G8サミット等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、途上国の経済・社会の発展、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行った。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組んだ。具体的には次の通りである。

世界経済については、平成21年度も世界経済全体が一段と下振れするリスクが懸念される中で、世界的な需要と雇用の回復に向け、各国と、積極的に議論した。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画した。平成21年4月のG20ロンドン・サミットでは、成長と雇用の回復、金融監督及び規制の強化、国際金融機関の強化、保護主義への対抗等について、持続的な世界経済回復に向けた前向きなメッセージを打ち出した。平成21年9月のG20ピッツバーグ・サミットでは、世界経済のより均衡ある成長パターンへの移行のため「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」を採択したほか、国際的な金融規制制度の強化、国際金融機関の改革等について議論した。さらに、先進国と新興市場国が一同に会するG20を国際経済協力の第一のフォーラムとし、その定例化に合意した。また、新興国及び途上国への資金の流入を確保するため、国際金融機関、特にIMFの大幅な強化を実現すべく、我が国は、IMFの新規借入取極の増額と参加国の拡大による資金基盤の増強、及び次回の出資比率・発言権見直しを2011年1月までに完了するため期限内の合意形成に向けた議論に積極的に参画した。

途上国の経済・社会の発展については、平成21年4月の第2回金融・世界経済に関する首脳会合においてアジア向けの最大2兆円規模のODA供与を発表したほか、インドネシアなどアジア諸国の発行するサムライ債に対して国際協力銀行（JBIC）による保証を付するなど、アジア諸国の成長力強化と内需拡大の支援に取り組んできた。また、

気候変動対策に対する支援については、平成20年7月に設立された気候投資基金が途上国に対する効果的・効率的な支援を実施できるよう、その運営に積極的に参加した。また、気候変動対策に取り組む途上国に対し幅広い支援を行うために、我が国は平成24年までの3年間に官民合計で1兆7500億円規模の支援を実施する等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を表明し、その中で、気候変動対策の大半は省エネ対策などの民間投資によって賄われるべきものであることを踏まえ、法改正を行い、JBICの積極活用を図ることにした。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて我が国は地域金融協力の推進に主導的な役割を果たした。CMIについては、マルチ化の主要項目について平成21年5月のASEAN+3財務大臣会議で合意し、同年12月にマルチ化契約をまとめるとともに我が国も署名し、本年3月にマルチ化契約が発効するに至った。ABMIについては、新ロードマップに盛り込まれた具体的な取組を進め、特に、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の設立に向けた検討やクロスボーダー債券取引の障害除去等に向けた検討を大きく前進させた。APECなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組について議論した。

また、日中韓の枠組みにおいては、ASEAN+3域内の金融市場の安定やアジアの地域金融協力の強化等、様々な問題に対し3か国で対話を進めた。テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じる。

② 関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組んだ。貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進した。

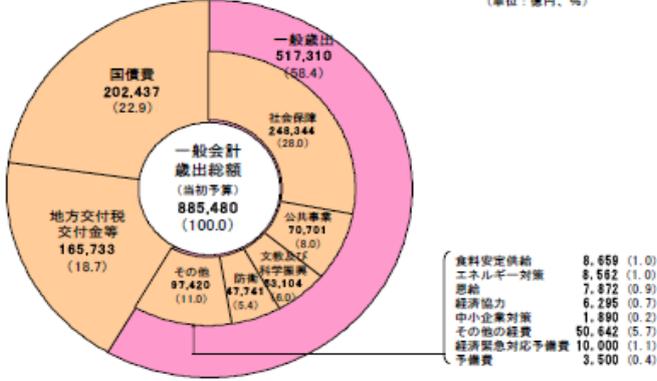
EPAについては、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、関係省庁との連携を密にした上で、交渉を積極的に進めた。

関係する施政方針	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第171回国会 財務大臣財政演説	平成21年1月28日	昨年11月の「金融・世界経済に関する首脳会合」において、IMFに対し最大一千億ドル相当の融資を行う用意があることを表明する等積極的な貢献を行っており、各国から高い評価を受けております。今後とも、バブル経済崩壊後の危機を自らの力で克服した経験も活かしながら、金融危機後の新しい世界経済・金融に対応した枠組みづくりの議論に、積極的に参画するとともに、我が国の景気回復を図って、世界経済に貢献してまいります。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	・「開かれた国づくり」に向けた取組の中でも、特に、経済連携の加速、世界経済の成長の果実を国内の豊かさに結び付ける好循環の確立は重要であり、WTO交渉の年内妥結とともに、政府一体となって取組を進める。 ・EPA締結国・地域を2009年初めまでに12以上

			とする目標に向けて取り組む。さらに、締結国との貿易額の全体に占める割合を2010年に25%以上とすることを旨し、別表の2010年に向けた工程表を推進する。
--	--	--	---

<p>施策名</p>	<p>総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを旨とし、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>														
<p>施策の概要</p>	<p>我が国経済を取巻く内外の状況は厳しさを増す中、経済成長を持続させ、国民の生活をより豊かなものにしていくため、中長期の展望をしっかりと見据えた上で、成長力強化と財政健全化の双方を着実に進めていく必要がある。 内閣府を始めとした関係各省庁と連携し、適切な財政・経済政策を推進していくことが重要である。</p>														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 欧米発の金融危機により、我が国の景気は急速な悪化が続いており、戦後最悪の経済危機といっても過言ではない状況にあった。これに対応するため、政府としては、事業規模で75兆円程度となる一連の経済対策をとりまとめた。財務省としても、一連の経済対策を具体化するため、平成20年度第1次、第2次補正予算及び平成21年度予算の編成を行うとともに、21年度税制改正において所要の措置を講じた。また、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府は日本銀行と一体となった取組を行った。 急速に悪化する経済状況の変化に対し、内閣府等の関係機関と連携し、一連の経済対策を取りまとめるなど、政府として可能な限り果敢な対応を行った。その結果、財政状況は悪化し、いまだ景気は厳しい状況が続いているものの、これまでの歳出・歳入の改革の方向性を維持するとともに、金融情勢の更なる急激な悪化など最悪の事態の回避に寄与することができたことから、「B達成に向けて進展があった。」と評価した。 (必要性) 内外の厳しい経済金融情勢に対応し、国民生活と日本経済を守る観点から、適切な財政・経済の運営を行う必要がある。 (効率性) 関係機関と緊密な連携を図ることで、経済対策のとりまとめ等を効率的に行った。 (有効性) 関係機関と連携を図りながら、経済情勢についての適時、的確な判断を行い、有効な事務運営ができるよう努めた。 (反映の方向性) 現下の厳しい経済金融情勢の下、まずは景気回復を最優先する観点から、経済状況に応じた果敢な対応を行うことで、景気の底割れを防ぐとともに、民間需要中心の持続的な経済成長の実現に向け、引き続き、他の政府諸機関、日本銀行等と連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【主な参考指標】 ○参考指標 総6-1：国内総生産</p> <table border="1" data-bbox="379 1413 1187 1599"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度 実績見込み</th> <th>平成20年度 実績</th> <th>平成21年度 見通し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質成長率</td> <td>▲0.8%程度</td> <td>▲3.3%</td> <td>0.0%程度</td> </tr> <tr> <td>名目成長率</td> <td>▲1.3%程度</td> <td>▲3.6%</td> <td>0.1%程度</td> </tr> </tbody> </table>				平成20年度 実績見込み	平成20年度 実績	平成21年度 見通し	実質成長率	▲0.8%程度	▲3.3%	0.0%程度	名目成長率	▲1.3%程度	▲3.6%	0.1%程度
	平成20年度 実績見込み	平成20年度 実績	平成21年度 見通し												
実質成長率	▲0.8%程度	▲3.3%	0.0%程度												
名目成長率	▲1.3%程度	▲3.6%	0.1%程度												
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 現下の厳しい経済・雇用状況、直面する円高・デフレ状況を踏まえ、景気回復を確かなものとするため、政府は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を取りまとめた。また、中長期的な観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出すための「新成長戦略（基本方針）」を取りまとめた。あわせて、デフレ克服に向けて、日銀と一体となって、強力かつ総合的な取組を行っている。財務省としては、安定的な経済成長の実現に寄与することを旨とし、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行っている。</p> <p>② 一方、我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長との両立を図りつつ、財政健全化に取り組む必要がある。 このため、財政規律を維持しつつ、限られた資源をより効果的に配分するよう財政の中身を転換し、選択と集中の考え方により無駄や重複を排除しつつ歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行った。</p>														
<p>関係する施政方</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>												

<p>針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>第 171 回国会 財務大臣財政演説</p>	<p>平成 21 年 1 月 28 日</p>	<p>…厳しい財政状況の下、「当面は景気対策」、「中期的には財政再建」、「中長期的には改革による経済成長」の三段階で経済財政政策を進めることとしております。</p> <p>まず、財政面で 12 兆円程度、金融面で 63 兆円程度、合計 75 兆円程度となる一連の経済対策をとりまとめました。これら一連の対策に盛り込まれた各措置については、可能なものから早急に実行しているところではありますが、対策をより実効あるものとするためには、これから御説明する平成 21 年度予算を、平成 20 年度第 1 次補正予算及び第 2 次補正予算とあわせて、切れ目なく実施していく必要があると考えております。</p> <p>平成 21 年度予算は、世界的な経済金融危機にあつて、国民生活と日本経済を守るための施策を大胆に実行する、「生活防衛のための大胆な実行予算」であります。</p>
--------------------------	-------------------------------	-------------------------	---

<p>施策名</p>	<p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p>																														
<p>施策の概要</p>	<p>国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給している。国民全体にとって真に必要な公共サービスの分野に必要な資金を重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという方針を「財政の規律」として保持し、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要がある。</p>																														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>世界的な経済金融危機にあつて、景気回復を最優先で実現することとし、20年度には2度の補正予算を編成し、また、21年度当初予算編成においては、予算配分の重点化を図る重要課題推進枠の活用も含め、国民生活と日本経済を守るための政策を実行することとした。これらに必要な財源については、政策の棚卸し等の徹底した支出の見直しを行い捻出している。また、税収が減少する中、対策等の財源としては、極力特例公債に依存しないこととし、22年度までの臨時的・特例的な対応として、財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用し、対策等の財源に充てることとした。</p> <p>以上のように、20年度補正予算及び21年度予算においては、世界的な金融危機にあつて税収が大幅に減少する中、対策等の財源としては特例公債に極力依存せず、重要施策については徹底した支出の見直しを行い、財源を確保するなど、予算配分の重点化に努めたため、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>予算編成に当たっては、経済財政状況を踏まえるとともに、制度的な見直しにまで立ち入った徹底した歳出改革を行うなど、財政活動全般を効率的、効果的なものとするのが求められている。</p> <p>(効率性)</p> <p>効率性を高める観点から、行政支出総点検会議の指摘等も踏まえ、政策の棚卸し、公益法人への支出の見直し、行政経費の削減・効率化等の支出の見直しを行うなどして予算編成を行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>重要政策については重要課題推進枠(3,330億円)を活用するなど、予算の重点配分を行った。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>世界的な経済金融危機にあつて、「当面は景気対策」を行いつつ、予算配分の重点化などにより、中期の財政責任を果たす。また、歳出の質の向上・効率化のため、引き続き、予算執行調査の反映及び政策評価の活用等に取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標・参考指標】</p> <table border="1" data-bbox="363 1310 1193 1422"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算・決算ホームページへのアクセス件数</td> <td>増加 (321,537件)</td> <td>373,376件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () は19年度の数値</p> <p>○参考指標 1-1-1：一般会計予算の主要経費構成比</p>  <p>(単位：億円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1013 1780 1228 1915"> <tbody> <tr><td>食料安定供給</td><td>8,659</td><td>(1.0)</td></tr> <tr><td>エネルギー対策</td><td>8,562</td><td>(1.0)</td></tr> <tr><td>恩給</td><td>7,872</td><td>(0.9)</td></tr> <tr><td>経済協力</td><td>6,295</td><td>(0.7)</td></tr> <tr><td>中小企業対策</td><td>1,890</td><td>(0.2)</td></tr> <tr><td>その他の経費</td><td>50,642</td><td>(5.7)</td></tr> <tr><td>経済緊急対応予備費</td><td>10,000</td><td>(1.1)</td></tr> <tr><td>予備費</td><td>3,500</td><td>(0.4)</td></tr> </tbody> </table>	業績指標	目標値	実績値	予算・決算ホームページへのアクセス件数	増加 (321,537件)	373,376件	食料安定供給	8,659	(1.0)	エネルギー対策	8,562	(1.0)	恩給	7,872	(0.9)	経済協力	6,295	(0.7)	中小企業対策	1,890	(0.2)	その他の経費	50,642	(5.7)	経済緊急対応予備費	10,000	(1.1)	予備費	3,500	(0.4)
業績指標	目標値	実績値																													
予算・決算ホームページへのアクセス件数	増加 (321,537件)	373,376件																													
食料安定供給	8,659	(1.0)																													
エネルギー対策	8,562	(1.0)																													
恩給	7,872	(0.9)																													
経済協力	6,295	(0.7)																													
中小企業対策	1,890	(0.2)																													
その他の経費	50,642	(5.7)																													
経済緊急対応予備費	10,000	(1.1)																													
予備費	3,500	(0.4)																													

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>厳しい経済・雇用情勢の下、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を実施するため、平成21年度第2次補正予算を編成した。同予算においては、「雇用」、「環境」、「景気」を主要分野として位置づけ、重点的に資金を配分する一方、その財源については第1次補正予算の見直しにより捻出した財源等を活用することとし、新規国債の発行には極力依存しないこととした。</p> <p>平成22年度予算編成においては、「国民生活が第一」、「コンクリートから人へ」の理念の下、国民生活に安心と活力をもたらす施策を充実させた「いのちを守る予算」を実現した。</p> <p>税収が大幅に落ち込む厳しい財政事情の中、これらの施策に必要な財源を確保するため、予算執行調査の反映や政策評価の活用等に取り組んだほか、行政刷新会議の事業仕分けの評価結果の反映などにより、大胆な歳出の見直しを行うとともに公益法人等の基金等の国庫返納を行い、財源の確保に努めた。</p> <p>(平成22年度予算額：2,778百万円[21年度予算額：2,642百万円])</p>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	機械的に歳出を一律に削減するという手法ではなく、…メリハリのある歳出改革を行う。

<p>施策名</p>	<p>必要な歳入の確保</p>																																						
<p>施策の概要</p>	<p>健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となる（非募債主義・財政法第4条第1項）。</p> <p>このうち、まず税収は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成る。毎年度の予算編成においては、税収について、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、適切な見積りに努める。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」やホームページにおいて開示してきたところだが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努める。</p> <p>次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りに努める。</p> <p>最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行う。</p>																																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>21年度予算では、税収について適切な見積りに努めるとともに、税外収入について財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用等、できる限りの確保を図り、不足分については公債発行により補った。また、21年度税収の見積りの精度向上のために、各指標を適切に組み合わせ、企業や民間調査機関に対する情報収集に積極的に取り組んだ。このように必要な歳入の見積りやその確保を行ったところであるが、我が国の財政状況は依然として深刻な状況にあることから、「C 達成に向けて一部の進展にとどまった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>税収及びその他収入について適切な見積りを行うとともに、所要の歳入を確保することが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>見積り精度の向上に資するため、経済指標や課税実績等の幅広い要素をもとに見積りを行い、効率的な事務運営に取り組んだ。</p> <p>(有効性)</p> <p>税収について適切な見積りを行うとともに、税外収入について財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用等によりできる限りの確保を図り、公債の発行額を極力抑制した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>「歳出・歳入一体改革」に取り組む中で、今後も、歳入面において、経済情勢等に配慮し税収及び税外収入の確保に努めるとともに説明責任の向上に努めていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p> <p>○参考指標 1-2-1：一般会計歳入予算の推移と内訳 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="368 1384 1465 1637"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租税及印紙収入</td> <td>440,070</td> <td>458,780</td> <td>534,670</td> <td>535,540</td> <td>461,030</td> </tr> <tr> <td>税外収入</td> <td>37,336</td> <td>37,727</td> <td>40,098</td> <td>41,558</td> <td>91,510</td> </tr> <tr> <td>公債金</td> <td>343,900</td> <td>299,730</td> <td>254,320</td> <td>253,480</td> <td>332,940</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金</td> <td>523</td> <td>624</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>821,829</td> <td>796,860</td> <td>829,088</td> <td>830,613</td> <td>885,480</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 各年度当初予算額に基づき作成 (注) 各年度の計数は、当初予算額(単位未満四捨五入)である。</p>			項目	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	租税及印紙収入	440,070	458,780	534,670	535,540	461,030	税外収入	37,336	37,727	40,098	41,558	91,510	公債金	343,900	299,730	254,320	253,480	332,940	前年度剰余金	523	624	-	35	-	合計	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480
項目	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																		
租税及印紙収入	440,070	458,780	534,670	535,540	461,030																																		
税外収入	37,336	37,727	40,098	41,558	91,510																																		
公債金	343,900	299,730	254,320	253,480	332,940																																		
前年度剰余金	523	624	-	35	-																																		
合計	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480																																		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>歳入面において、経済情勢等に配慮し税収及び税外収入の確保に努めるとともに、「租税及び印紙収入予算の説明」やホームページ等により説明責任の向上に努めた。</p>																																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p>	<p>年月日</p> <p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>…税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要となる。その結果、増収及び減収がともに生じるが、ネットベースで所要の歳入を確保することが必要である。…</p>																																				

施策名	適正な予算執行の確保																										
施策の概要	<p>国の予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令に定められており、予算執行がこれらの法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう努めていくこととしている。また、予算の更なる効率化を図るため、予算執行調査を実施し、その調査結果を適切に次年度以降の予算等に反映させるよう努めているほか、公共調達については、引き続き入札契約の改善や随意契約の適正化を図る必要がある。</p>																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>予算執行調査については、例年と同様の調査に加えて、契約に関する調査を重点的に実施するなど調査の充実・強化に努めた。</p> <p>契約の透明性を図る観点からは、財務省において「契約金額及び件数に関する統計」等を取りまとめの上公表したほか、各府省においては、新たに「競争性のない随意契約」に係る契約情報等が公表された。また、新たな取組である「予算の受取手の明示」については、20年度は試行として、各府省庁の支出先上位100位及びその内容の公表を行った。</p> <p>なお、予算執行に責任を有する各府省においても、21年2月までに設置された「担当プロジェクトチーム」を中心に、予算の執行状況の調査・把握等に取り組むこととされている。</p> <p>このように、予算執行調査をはじめとする予算の執行状況を的確に把握するための取組が充実・強化されたことなどから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>予算執行の適正化・効率化を図るため、予算執行調査の充実・強化、公共調達の一層の適正化等を図る必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>予算執行調査を効率的に実施するため、主計局の予算査定担当者と財務局との間の連絡調整など所要の事務調整を適切に行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>予算執行調査の結果や随意契約の見直し状況等について、21年度予算への反映を図るとともに、公共調達の適正化につなげた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>21年度においては、予算執行調査を更に充実・強化し、その結果を予算編成等に適切に活用するとともに、各府省庁に設置された担当プロジェクトチームとの適切な連携・協力を図り、予算執行の状況の調査・把握とその予算への反映の取組を更に強化することとしたほか、「予算の受取手の明示」については、20年度試行の結果等を踏まえて21年度実施の具体的内容を決定し、所要の情報を21年度内に公表することとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p> <p>○参考指標 1-3-3：予算執行調査の実施状況の推移 (単位：件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="363 1375 1474 1576"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査件数</td> <td>59</td> <td>57</td> <td>68</td> <td>62</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>うち契約に関する調査</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>翌年度予算への反映額</td> <td>275</td> <td>260</td> <td>288</td> <td>342</td> <td>324</td> </tr> </tbody> </table>				平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	調査件数	59	57	68	62	63	うち契約に関する調査	8	2	6	5	24	翌年度予算への反映額	275	260	288	342	324
	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																						
調査件数	59	57	68	62	63																						
うち契約に関する調査	8	2	6	5	24																						
翌年度予算への反映額	275	260	288	342	324																						
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保することは重要な課題であると考えており、引き続き、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続きの適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めていく。</p> <p>また、予算執行調査については、予算の透明化・効率化を図る観点から、平成21年度においては、過去最多の73件の調査を実施するなど、予算執行調査の充実・強化に取り組んだ。</p> <p>更に、国の予算の主な支出先とその内訳を国民にわかりやすい方法で公表する等、国民自らが支出の無駄をチェックできるよう情報提供の充実・改善に努めていく。</p> <p>(平成22年度予算額：6,325百万円[21年度予算額：7,424百万円])</p>																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008	年月日 平成20年6月27日	記載事項(抜粋) (3)「ムダ・ゼロ政府」を目指して ① 民間経営ベストプラクティスの導入 予算の受取手の明示(平成20年度試行、21年度実施)、～を実行する。																								

施策名	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示																										
施策の概要	年度途中の予算使用の状況や決算の概要は、適時適切に国民及び国会に報告することが重要である。また、決算を早期に国会等へ提出し、予算編成や執行への反映に努める。																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 予算の使用状況や決算の概要について、官報やホームページを活用するなどして、国民及び国会に対し適時適切に報告することができた。また、19年度歳入歳出決算については、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応え、9月9日には会計検査院へ送付し、11月21日には国会に提出することができたことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 我が国は、景気回復を最優先としつつ、財政健全化の取組を進めているところであり、財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要である。</p> <p>(効率性) 会計事務の電子化等により、事務の効率化を図り、11月21日には19年度歳入歳出決算を国会に提出できた。</p> <p>(有効性) 21年度予算編成に資する観点から、19年度歳入歳出決算を早期に取りまとめるとともに、国会における決算審議の充実に資する観点から国会等へ早期に提出した。</p> <p>(反映の方向性) 我が国は、景気回復を最優先としつつ、財政健全化の取組を進めているところであり、財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要である。具体的には、年度途中における予算使用の状況や予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対し適時適切に報告するとともに、20年度歳入歳出決算についても、19年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後には国会提出が可能となるよう努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p> <p>○参考指標 1-4-2：歳入歳出決算の会計検査院への送付日の推移</p> <table border="1" data-bbox="379 1120 1497 1258"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度 (15年度決算)</th> <th>17年度 (16年度決算)</th> <th>18年度 (17年度決算)</th> <th>19年度 (18年度決算)</th> <th>20年度 (19年度決算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付日</td> <td>16.9.10</td> <td>17.9.6</td> <td>18.9.8</td> <td>19.9.7</td> <td>20.9.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>○参考指標 1-4-3：歳入歳出決算の国会への提出日の推移</p> <table border="1" data-bbox="379 1344 1497 1482"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度 (15年度決算)</th> <th>17年度 (16年度決算)</th> <th>18年度 (17年度決算)</th> <th>19年度 (18年度決算)</th> <th>20年度 (19年度決算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出日</td> <td>16.11.19</td> <td>18.1.20</td> <td>18.11.21</td> <td>19.11.20</td> <td>20.11.21</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成16年度決算は、国会閉会中のため、平成18年1月20日に常会へ提出。</p>				平成16年度 (15年度決算)	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)	20年度 (19年度決算)	送付日	16.9.10	17.9.6	18.9.8	19.9.7	20.9.9		平成16年度 (15年度決算)	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)	20年度 (19年度決算)	提出日	16.11.19	18.1.20	18.11.21	19.11.20	20.11.21
	平成16年度 (15年度決算)	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)	20年度 (19年度決算)																						
送付日	16.9.10	17.9.6	18.9.8	19.9.7	20.9.9																						
	平成16年度 (15年度決算)	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)	20年度 (19年度決算)																						
提出日	16.11.19	18.1.20	18.11.21	19.11.20	20.11.21																						
政策評価の結果の政策への反映状況	財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要である。具体的には、年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対し適時適切に報告するとともに、平成20年度歳入歳出決算については、平成19年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後には国会に提出した。																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																								
	—	—	—																								

<p>施策名</p>	<p>地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>総務省の所管である地方財政計画の策定、地方税制度、地方債計画及び地方債同意等基準の策定、地方債の同意等について調整を行い、国の財務を統括する観点から地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行する。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 一連の取組の結果、歳出全般にわたり厳しく抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することとし、また、地方公共団体が雇用創出等を図るとともに地域における安全・安心の確保や地域活性化に向けた事業を円滑に実施することができるよう地方交付税を1兆円加算する等所要の措置を講じたため、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 国と地方は公経済を支える車の両輪であり、両者の財政状況が極めて厳しい中で、地方財政の健全化を目指し、国・地方間の財政移転に関する事務を適切に遂行することは重要である。</p> <p>(効率性) 国・地方間の諸課題については、必要に応じて総務省との調整・協議を行い、これまでの改革の成果を踏まえつつ、地方の自立と責任を確立するための取組を行った。</p> <p>(有効性) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費及び一般行政経費の各分野にわたり、抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営等に必要となる一般財源の総額を確保することとした。</p> <p>(反映の方向性) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、国と地方の諸課題等について総務省と調整を行う。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>22年度地方財政計画においては、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することとし、また、雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策等の実施に必要な財源を確保する等の観点から、22年度単年度の措置として地方交付税交付金を14,850億円加算する等の措置を講じた。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</p>	<p>平成18年7月7日</p>	<p>…地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。…</p>	
<p>平成21年度予算編成の基本方針</p>	<p>平成20年12月3日</p>	<p>…人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。…</p>	
<p>第171回国会総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成21年1月28日</p>	<p>…地方自治体が地域を活性化できるようにするためには、財源と権限が必要です。地方税や地方交付税の減少分を補てんするのに加え、地方交付税を一兆円増額します。…</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【主な参考指標】

○参考指標 1-5-1: 平成21年度地方財政計画

(単位: 億円, %)

	20年度	21年度	21年度		
			増減額	増率	構成比
地方税	404,703	361,860	▲42,843	▲10.6%	43.2%
地方譲与税	7,027	14,618	+7,591	+108.0%	1.8%
地方特別交付金等	4,735	4,620	▲115	▲2.4%	0.6%
地方交付税	154,061	158,202	+4,142	+2.7%	19.2%
国庫支出金	100,831	103,016	+2,185	+2.2%	12.5%
地方債	96,055	118,329	+22,274	+23.2%	14.3%
(うち臨時財政対策債)	28,332	51,495	+23,164	+81.7%	6.2%
使用料・手数料	16,220	15,859	▲361	▲2.2%	1.9%
雑収入	50,382	49,053	▲1,329	▲2.6%	5.9%
歳入計	834,014	825,557	▲8,457	▲1.0%	100%
給与関係経費	222,071	221,271	▲800	▲0.4%	26.8%
退職手当以外	198,206	197,652	▲554	▲0.3%	23.9%
退職手当	23,865	23,619	▲246	▲1.0%	2.9%
一般行政経費	265,464	272,608	+7,144	+2.7%	33.0%
補	115,660	122,887	+7,227	+6.2%	14.9%
国庫補助	138,410	138,285	▲125	▲0.1%	16.8%
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係経費	11,394	11,436	+42	+0.4%	1.4%
公債	133,796	132,955	▲841	▲0.6%	16.1%
維持補修費	9,680	9,678	▲2	▲0.0%	1.2%
投資的経費	148,151	140,617	▲7,534	▲5.1%	17.0%
国庫・補助	64,844	59,809	▲5,035	▲7.8%	7.2%
国庫	83,307	80,808	▲2,499	▲3.0%	9.8%
公営企業繰出金	26,352	26,628	+276	+1.0%	3.2%
企業債償還費	18,092	17,616	▲476	▲2.6%	2.1%
その他	8,260	9,012	+752	+9.1%	1.1%
地方再生対策費	4,000	4,000	+0	+0.0%	0.5%
地域雇用創出推進費	-	5,000	+5,000	普増	0.6%
水準繰越経費	24,500	12,800	▲11,700	▲47.8%	1.6%
一般歳出	657,626	662,186	+4,560	+0.7%	80.2%
歳出計	834,014	825,557	▲8,457	▲1.0%	100%

<p>施策名</p>	<p>公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</p>																										
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の財政が依然として厳しい状況にあり、2011年度には国・地方の基礎的財政収支を黒字化させるとの目標に向けて、財政構造改革を推進することが重要な課題となっている中で、とりわけ特別会計については、その改革の方向性や結果について国民への説明責任を果たしていく。</p>																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>「国の財務書類」の作成・公表等、特別会計改革の他、新たに「特別会計財務書類」の国会への提出を行った。また、特別会計の積立金の活用において、当初目標としていた特別会計法に基づく国債整理基金特別会計への繰入は減額したが、臨時的・特例的に一般会計への繰入を行っていることから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国の財政は依然として厳しい状況にあり、財政構造改革を推進することが重要な課題となっている。</p> <p>(効率性)</p> <p>19年度決算分の省庁別財務書類についても、作成作業の効率化に努め、翌会計年度内に公表(平成21年3月)。</p> <p>(有効性)</p> <p>「国の財務書類」について、説明資料を作成・公表することで国民に対するわかりやすい説明に努めた。また、新たに「特別会計財務書類」を国会に提出した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>「国の財務書類」について、引き続き適切な情報開示に努めるとともに、財務書類の作成・公表の早期化のための「財務書類作成システム」の設計・開発を引き続き行うなど、取組みを進めて行く。また、行革推進法及び特別会計法に定められた特別会計改革を引き続き取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標・参考指標】</p> <table border="1" data-bbox="347 992 997 1196"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別会計の数</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>剰余金等の活用 (一般会計への繰入れ)</td> <td>1.9兆円</td> <td>1.9兆円</td> </tr> <tr> <td>積立金の活用 (国債残高の圧縮)</td> <td>9.8兆円</td> <td>7.2兆円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「特別会計に関する法律」の原則に基づいた上記の活用の他、平成20年度補正予算(第2号)において、臨時的・特例的に、財政投融资特別会計から、4.2兆円を一般会計に繰り入れる措置を実施。</p> <p>○参考指標 1-6-2: 国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況(平成20年度)</p> <table border="1" data-bbox="347 1308 1458 1491"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年8月22日</td> <td>国の財務書類(平成18年度決算分)</td> <td>説明資料もあわせて作成・公表</td> </tr> <tr> <td>平成21年1月20日</td> <td>平成19年度特別会計財務書類</td> <td>「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出</td> </tr> <tr> <td>3月31日</td> <td>平成19年度省庁別財務書類</td> <td>翌会計年度内に公表</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	特別会計の数	21	21	剰余金等の活用 (一般会計への繰入れ)	1.9兆円	1.9兆円	積立金の活用 (国債残高の圧縮)	9.8兆円	7.2兆円	日付	種類	備考	平成20年8月22日	国の財務書類(平成18年度決算分)	説明資料もあわせて作成・公表	平成21年1月20日	平成19年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出	3月31日	平成19年度省庁別財務書類	翌会計年度内に公表
業績指標	目標値	実績値																									
特別会計の数	21	21																									
剰余金等の活用 (一般会計への繰入れ)	1.9兆円	1.9兆円																									
積立金の活用 (国債残高の圧縮)	9.8兆円	7.2兆円																									
日付	種類	備考																									
平成20年8月22日	国の財務書類(平成18年度決算分)	説明資料もあわせて作成・公表																									
平成21年1月20日	平成19年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出																									
3月31日	平成19年度省庁別財務書類	翌会計年度内に公表																									
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 国の財務書類の作成・公表等</p> <p>「国の財務書類」については、平成18年度決算分に引き続き、説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めた。また、「特別会計財務書類」についても、引き続き会計検査院の検査を経た上で国会へ提出した。さらに「省庁別財務書類」についても、引き続き、各省庁よりの確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行った。また、財務書類の作成・公表の早期化を図るための「財務書類作成システム」の設計・開発を引き続き行うなど、取組みを進めた。</p> <p>② 特別会計改革</p> <p>財政に対する国民の信頼向上のために、必要性、有効性、効率性等の観点から、基本に立ち返った検討を行うなど、更なる見直しにも取り組んだ。</p> <p>(平成22年度予算額: 74百万円[21年度予算額: 272百万円])</p>																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年7月7日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「行政改革推進法」に沿って特別会計改革を平成18年度から5年間を目途に計画的に推進する。</p>																								

<p>施策名</p>	<p>税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築</p>									
<p>施策の概要</p>	<p>税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築することを目指す。</p>									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>21年度税制改正において、現下の厳しい経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について税制改正を実施した。また、21年度税制改正法の附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を規定した(関係法律は、国会の審議を経て、21年3月27日に成立し、関係政省令とともに3月31日に公布、4月1日に施行された。)</p> <p>一方、中期的な財政責任を果たし、社会保障に対する国民の安心強化を図るため、20年12月に「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」が閣議決定された。また、この「中期プログラム」を踏まえ、21年度税制改正法の附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を規定した。</p> <p>また、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、講演会等、様々な媒体を活用し、税制に関する広報に積極的に取り組んだ。</p> <p>しかしながら、消費税を含む税制抜本改革の実現には至っていない。</p> <p>これらを総合的に勘案し、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築に向けて取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>各府省庁の政策評価の結果を記載した要望書を各府省庁等との議論の材料とすることにより、21年度税制改正の検討を効率的に行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>21年度税制改正において、安心して活力ある経済社会の実現に資する等の観点から広範な税目にわたる改正を行うことができた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>我が国の財政事情は極めて厳しい状況にあり、今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、財政健全化の努力を継続し、将来世代に責任をもった財政運営を行っていく必要がある。引き続き歳出改革を徹底するとともに、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければならない。中期的な財政責任を果たし、社会保障に対する国民の安心強化を図るため、消費税を含む税制抜本改革に取り組む。</p> <p>また、税の意義・役割、税の使途、税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の一層の充実を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="352 1473 1347 1659"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制ホームページへのアクセス件数</td> <td>増加 (678,641件)</td> <td>717,237件</td> </tr> <tr> <td>税制メールマガジン登録者数</td> <td>増加 (20,684人)</td> <td>21,731件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ()は19年度の数値</p>	業績指標	目標値	実績値	税制ホームページへのアクセス件数	増加 (678,641件)	717,237件	税制メールマガジン登録者数	増加 (20,684人)	21,731件
業績指標	目標値	実績値								
税制ホームページへのアクセス件数	増加 (678,641件)	717,237件								
税制メールマガジン登録者数	増加 (20,684人)	21,731件								
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>平成21年9月の政権交代以降、新政権において、</p> <p>① 「公平・透明・納得」の原則の下、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築するため、税制全般にわたる改革に取り組むこととし、平成22年度税制改正においては、こうした税制全般にわたる改革の第一歩として、各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じた。</p> <p>租税特別措置については、適用実態がはっきりしないものや適用件数が非常に少ないもの等があったことから、税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするため、ゼロベースからの見直しを行って整理合理化を進めることとした。また、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、租特透明化法案を策定し、国会に提出した。</p> <p>② 税制改正プロセスの透明化の取組を進めるとともに、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、講演会等、様々な媒体を活用し、税制に関する広報に積極的に取り組んだ。</p> <p>(平成22年度予算額：179百万円[21年度予算額：247百万円])</p>									

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第171回国会 総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	大胆な財政出動を行うからには、財政に対する責任を明確にしなければなりません。また、持続可能な社会保障制度を実現するには、給付に見合った負担が必要です。そのために、社会保障と税財政に関する「中期プログラム」を閣議決定しました。経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じます。
	第171回国会 財務大臣財政演説	平成21年1月28日	中期的な財政責任を果たし、社会保障に対する国民の安心強化を図るため、昨年末に閣議決定いたしました「中期プログラム」に従い、消費税を含む税制抜本改革に向けた取組を進めてまいります。

<p>施策名</p>	<p>財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</p>											
<p>施策の概要</p>	<p>財政投融資については、民業補完性や償還確実性の観点から毎年度見直しを行い、必要な事業への資金供給を確保しつつ、対象事業の重点化・効率化を図る必要がある。また、ALM（資産・負債管理）が重要な課題となっており、市場からの信認を維持するため、ディスクロージャーを積極的に行う。</p>											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 21年度財政投融資計画においては、現下の厳しい経済金融情勢にかんがみ、企業の資金繰り対策等必要な資金需要に的確に対応することとした結果、対前年度比+14.4%（+1兆9,943億円）の15兆8,632億円となった。また、財政投融資計画残高については、平成21年度末で対前年度末比約▲13兆円の205.2兆円となる見込みである。このように21年度財政投融資計画では現下の経済金融情勢を踏まえた対応を行いつつ、資産・債務改革の視点を踏まえ、財政投融資計画残高については減少する見込みとなっていることから、「A達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>（必要性） 財政投融資については、必要な事業への資金供給を確保しつつ、対象事業の重点化・効率化を図る必要がある。また、ALMを適切に実施するとともに、市場からの信認を維持するため、ディスクロージャーを積極的に行う必要がある。</p> <p>（効率性） 財投計画の策定にあたり、各府省庁等より提出された政策評価を活用して各事業を精査した。</p> <p>（有効性） 現下の経済金融情勢に鑑み、企業の資金繰り対策等必要な資金需要に的確に対応した。</p> <p>（反映の方向性） 国民のニーズや経済金融情勢の変化などに応じて、民間では実施困難であるが政策として必要な事業への資金供給を確保しつつ、対象事業の重点化・効率化を図る。 ALMの適切な実施により運用・調達期間のミスマッチの縮小に努めるとともに、財政投融資の運用及び財政融資資金の資産・負債の状況等に関して引き続き積極的に情報開示する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="357 1189 1489 1480"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政融資資金貸付金残高の推移</td> <td>160兆円程度</td> <td>(20年度末) 160兆円程度(見込) (19年度末) 181兆円 (▲27兆円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財政投融資関係の定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実</td> <td>割合：100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>コラム数：10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () は対前年度末増減</p>	業績指標	目標値	実績値	財政融資資金貸付金残高の推移	160兆円程度	(20年度末) 160兆円程度(見込) (19年度末) 181兆円 (▲27兆円)	財政投融資関係の定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実	割合：100%	100%	コラム数：10	10
業績指標	目標値	実績値										
財政融資資金貸付金残高の推移	160兆円程度	(20年度末) 160兆円程度(見込) (19年度末) 181兆円 (▲27兆円)										
財政投融資関係の定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実	割合：100%	100%										
	コラム数：10	10										
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 各年度の財政投融資計画の編成においては、各府省庁・各機関より提出された政策評価を活用するとともに、社会経済情勢に即応し、真に政策的に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の重点化・効率化を図る。</p> <p>② 財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行うとともに、ALMに努めること等により、財政投融資特別会計の財務の健全性を確保した。</p> <p>③ 財政投融資特別会計の貸借対照表及び損益計算書を作成し、予算及び決算に添付して国会に提出したほか、ディスクロージャー資料「財政投融資リポート」、「財政融資資金月報」等の発行を行った。</p> <p>④ 政策コスト分析については、24機関が一定の前提条件を設定して試算した結果を取りまとめ、引き続き公表し、また、平成22年度財政投融資計画編成時において、償還確実性の確認に活用した。</p> <p>⑤ 実地監査については、各財投機関に対する監査を順次実施し審査に活用するとともに、各財投機関における内部規定の見直し等への活用を努めた。</p> <p>⑥ 平成22年度における財投債の発行予定額の決定に当たっては、財政融資資金の新規貸付及び回収金等の見込み、特別会計等からの預託金の状況を十分に精査することにより、真に必要な資金だけを調達することとした。</p>											

	(平成 22 年度財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定、投資勘定) 予算額 : 31,372,578 百万円 [21 年度予算額 : 30,762,212 百万円])		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
	第 171 回国会 財務大臣財政演説	平成 21 年 1 月 28 日	平成 21 年度財政投融资計画については、現下の経済金融情勢を踏まえ、企業の資金繰り対策等必要な資金需要に的確に対応するため、前年度当初計画と比べ、十年ぶりの増加となる 14.4 パーセント増の 158,632 億円としております。
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	「行政改革推進法」に基づき、平成 27 年度末に国の資産規模対 GDP 比の半減を目指し、国の資産を約 140 兆円規模で圧縮する。

<p>施策名</p>	<p>国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示</p>																											
<p>施策の概要</p>	<p>国有財産については、その有効活用を図る観点から、適正かつ効率的な管理、処分を行うとともに、積極的に情報公開・発信に努める。</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 有識者会議の「宿舎・庁舎の跡地の有効活用の基本方針」に沿った宿舎・庁舎の跡地処分を進めるため、二段階一般競争入札及び地区計画等活用型一般競争入札の具体的な手続を規定する通達の整備などを行ったほか、国有財産に関する各種統計や処分状況等について、積極的に情報を提供した。また、下記業績指標の未達成のものについても、目標値に近い実績となっていることから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 国有財産については、その有効活用を図る観点から、適正かつ効率的な管理、処分を行うとともに、積極的に情報公開・発信に努める必要がある。</p> <p>(効率性) 貸付料改定期等が到来する貸付財産については、年度当初に一括して業者に委託するとともに、早期処理を指導することにより、事務の効率化を図った。</p> <p>(有効性) 国有地の新しい売却方法である二段階一般競争入札等の具体的な手続を規定する通達を整備。</p> <p>(反映の方向性) 宿舎・庁舎の跡地処分に当たっては、有識者会議でまとめられた「宿舎・庁舎の跡地の有効活用の基本方針」に沿って、円滑に実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="347 1025 1453 1420"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地監査結果</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>財務省所管一般会計所属普通財産の一般競争入札の売却実施計画及び実績の推移</td> <td>100.0%</td> <td>112.7%</td> </tr> <tr> <td>未利用国有地等（財務省所管普通財産）に関する電子入札利用件数</td> <td>20 件以上</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>物納財産を引き受け後、1 年以内に入札に付した割合</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>財務省所管普通財産の管理処分事務等の外部委託状況</td> <td>100.0%</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>旧里道・旧水路等の売却事務処理状況</td> <td>向上 (88.2%)</td> <td>90.4%</td> </tr> <tr> <td>国有財産に関する相談、照会の処理状況</td> <td>99.5%以上</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td>国有財産情報公開システムへのアクセス件数</td> <td>260,000 件</td> <td>266,554 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () は19 年度の数値</p>	業績指標	目標値	実績値	実地監査結果	100.0%	100.0%	財務省所管一般会計所属普通財産の一般競争入札の売却実施計画及び実績の推移	100.0%	112.7%	未利用国有地等（財務省所管普通財産）に関する電子入札利用件数	20 件以上	15 件	物納財産を引き受け後、1 年以内に入札に付した割合	100.0%	100.0%	財務省所管普通財産の管理処分事務等の外部委託状況	100.0%	97.9%	旧里道・旧水路等の売却事務処理状況	向上 (88.2%)	90.4%	国有財産に関する相談、照会の処理状況	99.5%以上	99.4%	国有財産情報公開システムへのアクセス件数	260,000 件	266,554 件
業績指標	目標値	実績値																										
実地監査結果	100.0%	100.0%																										
財務省所管一般会計所属普通財産の一般競争入札の売却実施計画及び実績の推移	100.0%	112.7%																										
未利用国有地等（財務省所管普通財産）に関する電子入札利用件数	20 件以上	15 件																										
物納財産を引き受け後、1 年以内に入札に付した割合	100.0%	100.0%																										
財務省所管普通財産の管理処分事務等の外部委託状況	100.0%	97.9%																										
旧里道・旧水路等の売却事務処理状況	向上 (88.2%)	90.4%																										
国有財産に関する相談、照会の処理状況	99.5%以上	99.4%																										
国有財産情報公開システムへのアクセス件数	260,000 件	266,554 件																										

<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>① 行政財産等の監査 平成20年度に実施した「行政財産（土地）の使用状況実態監査」の結果、より効率的に使用する必要があると認められた行政財産（効率化検討対象財産）のうち、未処理となっているものについて、平成21年度において監査のフォローアップを実施した。さらに、各省各庁が所管する普通財産のうち、未利用国有地についてその処理を促進するための「各省各庁所管普通財産実態監査」を引き続き実施した。</p> <p>② 既存庁舎等の効率的な使用の推進 既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを活用し、省庁横断的な入替調整を積極的に行った。</p> <p>③ 未利用国有地の処分可能性についての点検の実施 宅地又は宅地見込地の未利用国有地について、物納引受等により新たに発生したものも含め、引き続き一件別に点検を行い、売却等の処理状況の把握と区分の見直しを行った。</p> <p>④ 未利用国有地等の売却 未利用国有地等については、引き続き交換制度の活用を図ったほか、隣接地との境界の一部が未確定となっている財産等についても、その現状を明示した上で入札（瑕疵明示売却）に付すよう努めることなどにより、売却を進めた。 また、平成20年度末時点における公用・公共用利用予定分等を除いた売却が適当な財産については、全て入札に付した。さらに、新規に引き受けた物納財産についても、公用・公共用利用予定分等を除き、1年以内に全て入札に付した。 このほか、直ちに売却が困難な財産のうち、定期借地の活用が見込まれる財産については、その活用についても検討した。</p> <p>⑤ 国有財産の管理処分事務の外部委託 一般競争入札、旧里道・旧水路及び権利付財産の管理処分、地方公共団体への売払い等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務については、会計法令により国自らが行わなければならない事務を除き、国の事務及び事業の減量、その運営の効率化を推進する観点から、引き続き外部委託の活用を積極的に実施した。</p> <p>⑥ 旧里道・旧水路の迅速な事務処理 旧里道・旧水路等にかかる事務については、一層効率的な事務処理を行うため、総合評価方式（価格と業務提案の内容を評価）による新たな業者選定方法を採用した。また、売却事務について、売却の申請書を受理してから売却価格を通知するまでの適正かつ迅速な処理を行った。</p> <p>⑦ 国有財産に関する情報提供の拡充 国有財産の各種統計や処分状況等の情報について、冊子を発行するとともに、ホームページ（国有財産情報公開システム等）に掲載するなど内容の充実を図ることとし、引き続き、売却可能なすべての国有地については、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面といった国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開に努めた。</p> <p>（平成22年度予算額：10,786百万円[21年度予算額：11,366百万円]）</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
<p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>平成19年6月19日</p>	<p>国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成19年内を目途に具体化を行う。</p>	
<p>日本経済の進路と戦略</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>…、国有財産の売却を始めとする資産債務改革（売却等に民間提案を活かす入札の仕組みの導入等）、…に取り組む。</p>	

<p>施策名</p>	<p>庁舎及び宿舍の有効活用の推進</p>																
<p>施策の概要</p>	<p>庁舎等については、国有財産の有効活用を図る観点から省庁横断的な入替調整を行っている。併せて宿舍の設置・管理に当たっては民間の創意工夫の活用等に努める。</p>																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 東京 23 区内に所在する庁舎及び東京 23 区内外に所在する宿舍に加え、東京 23 区外に所在する庁舎についても「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」においてとりまとめられた報告書に沿って、その実施に取り組んだ。更に、下記の業績指標を達成したことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 庁舎等については、国有財産の有効活用を図る観点から省庁横断的な入替調整を行っている。併せて宿舍の設置・管理に当たっては民間の創意工夫の活用等に努める必要がある。</p> <p>(効率性) 宿舍の設置にあたっては、P F I 方式を活用することにより、事業費を削減した。</p> <p>(有効性) 特定国有財産整備計画の採択にあたり、各省各庁から提出された庁舎等の整備に関する平成 21 年度要求について、整備の必要性・緊要性、規模・立地条件の適否及び処分予定財産の適否等の審査を実施した。</p> <p>(反映の方向性) 庁舎・宿舍について、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」でとりまとめられた報告書に沿って、有効活用に努め、移転再配置を実施する。 また、庁舎については、行政組織の見直し等によって生じる既存庁舎の過不足を解消するため、監査の結果などを活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="352 1032 1469 1249"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1032 810 1088">業績指標</th> <th colspan="2" data-bbox="810 1032 1214 1088">目標値</th> <th data-bbox="1214 1032 1469 1088">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1088 810 1144" rowspan="3">移転・再配置にかかる宿舍廃止決定数</td> <td data-bbox="810 1088 991 1144">東京 23 区内</td> <td data-bbox="991 1088 1214 1144">44 箇所</td> <td data-bbox="1214 1088 1469 1144">44 箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1144 991 1200">東京 23 区外</td> <td data-bbox="991 1144 1214 1200">157 箇所</td> <td data-bbox="1214 1144 1469 1200">163 箇所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1200 991 1249">計</td> <td data-bbox="991 1200 1214 1249">201 箇所</td> <td data-bbox="1214 1200 1469 1249">207 箇所</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値		実績値	移転・再配置にかかる宿舍廃止決定数	東京 23 区内	44 箇所	44 箇所	東京 23 区外	157 箇所	163 箇所	計	201 箇所	207 箇所
業績指標	目標値		実績値														
移転・再配置にかかる宿舍廃止決定数	東京 23 区内	44 箇所	44 箇所														
	東京 23 区外	157 箇所	163 箇所														
	計	201 箇所	207 箇所														
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>庁舎整備については、その必要性等を事前に審査・調整し、計画的かつ効率的な整備を推進した。 また、地震防災体制の構築の観点から、地域の防災拠点としての役割を担う庁舎の耐震化に取り組んだ。</p> <p>(平成 22 年度財政投融资特別会計(特定国有財産整備勘定) 予算額：40,640 百万円[21 年度予算額：64,428 百万円]) (平成 22 年度予算額：15,564 百万円[21 年度予算額：22,097 百万円])</p>																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>														
	<p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日</p>	<p>国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成 19 年内を目途に具体化を行う。</p>														
	<p>日本経済の進路と戦略</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>…、国有財産の売却を始めとする資産債務改革(売却等に民間提案を活かす入札の仕組みの導入等)、…に取り組む。</p>														

施策名	国庫金の正確で効率的な管理																	
施策の概要	国庫金については、時期によって過不足が生じる国庫収支の調整を行い、その正確で効率的な管理を行う。																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各省庁等の歳出金等の支払情報を迅速に入手し、国庫の資金繰り業務を効率的に行った。また、国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより発生する国庫余裕金残高を可能な限り抑制するため、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を一層行った。更に、平成 20 年度における国庫余裕金の平均残高は、前年度の 3.0 兆円から 2.5 兆円へと減少したこと等から「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 国庫金については、時期によって過不足が生じる国庫収支の調整を行い、その正確で効率的な管理を行う必要がある。</p> <p>(効率性) 国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各省庁等の歳出金等の支払情報を迅速に入手した。</p> <p>(有効性) 平成 20 年度における受入日と支払日を合わせる調整を行った件数は、前年度の 274 件から 334 件へ増加した。</p> <p>(反映の方向性) 国庫金は、その受入(納税等)時期と支払(年金支払等)時期が様々であるため、国庫収支は、時期によって現金不足が生じたり余剰が生じたりする。予算の支出を支障なく執行するためには、引き続き、このような受入と支払のタイミングのずれの調整に努める等、国庫金の正確で効率的な管理を進める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="355 1070 1469 1417"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を行った件数</td> <td>320 件</td> <td>334 件</td> </tr> <tr> <td>一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>国庫収支に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実</td> <td>ホームページにおける ・構成の見直し ・各資料の内容説明の掲載 ・用語解説の掲載</td> <td>○ ○ ○</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を行った件数	320 件	334 件	一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果	0 円	0 円		100.0%	100.0%	国庫収支に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実	ホームページにおける ・構成の見直し ・各資料の内容説明の掲載 ・用語解説の掲載	○ ○ ○
業績指標	目標値	実績値																
国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を行った件数	320 件	334 件																
一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果	0 円	0 円																
	100.0%	100.0%																
国庫収支に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実	ホームページにおける ・構成の見直し ・各資料の内容説明の掲載 ・用語解説の掲載	○ ○ ○																
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>① 確実な資金繰りを確保しつつ、国庫に一時的に留まる現金を可能な限り抑制するため、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整について、各省庁等の支払いの個別事情にも対応した取組みを行った。</p> <p>② 国庫の状況に関するホームページの内容の充実に向けた取組みとして、国庫金に関する用語の解説の充実を図るとともに、公表資料を用語解説にリンクさせ、公表資料の利便性の向上を図った。</p> <p>③ 国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を行った。</p> <p>(平成 22 年度予算額：58 百万円[21 年度予算額：58 百万円])</p>																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)															
	—	—	—															

<p>施策名</p>	<p>国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>																								
<p>施策の概要</p>	<p>今後も大量の国債発行が見込まれる中、①確実かつ円滑な国債発行による財政資金の確実な調達、②中長期的なコストの抑制、という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営する。</p>																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 国債発行計画については国債市場特別参加者会合等の各種懇談会を通じた市場との対話により、市場のニーズをきめ細かく把握するように努めたことに加え、世界的な金融危機に陥る中で、市場の動向に応じて国債発行計画を機動的かつ柔軟に見直したことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 今後も大量の国債発行が見込まれる中、①確実かつ円滑な国債発行による財政資金の確実な調達、②中長期的なコストの抑制、という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営する必要がある。</p> <p>(効率性) 大幅に増額となった市中発行額につき、丁寧に「市場との対話」を実施することにより、市場の混乱を招くことなく効率的に国債の発行を行った。</p> <p>(有効性) 機関投資家の長期運用ニーズに対応した超長期債の増額を行った一方、「市場との対話」を丁寧にいき、流動性が低下した国債への対処のため、流動性供給入札の増額や買入消却を実施した。</p> <p>(反映の方向性) 我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれている。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="347 1059 1449 1514"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な財政資金に対して確保した資金の割合(収入金ベース)</td> <td>100.0%</td> <td>N.A.</td> </tr> <tr> <td>所定の時期に入札予定の公表を行った割合</td> <td>100.0%</td> <td>99.5%</td> </tr> <tr> <td>所定の時期に発行予定額の事前公表を行った割合</td> <td>100.0%</td> <td>99.5%</td> </tr> <tr> <td>入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>国債等に関する情報のホームページへのアクセス件数と個人向け国債ホームページへのアクセス件数の合計</td> <td>増加 (2,206,668件)</td> <td>2,114,022件</td> </tr> <tr> <td>国債の認知度</td> <td>向上 (96.9%)</td> <td>97.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () は19年度の数値</p>	業績指標	目標値	実績値	必要な財政資金に対して確保した資金の割合(収入金ベース)	100.0%	N.A.	所定の時期に入札予定の公表を行った割合	100.0%	99.5%	所定の時期に発行予定額の事前公表を行った割合	100.0%	99.5%	入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合	100.0%	100.0%	「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合	100.0%	100.0%	国債等に関する情報のホームページへのアクセス件数と個人向け国債ホームページへのアクセス件数の合計	増加 (2,206,668件)	2,114,022件	国債の認知度	向上 (96.9%)	97.3%
業績指標	目標値	実績値																							
必要な財政資金に対して確保した資金の割合(収入金ベース)	100.0%	N.A.																							
所定の時期に入札予定の公表を行った割合	100.0%	99.5%																							
所定の時期に発行予定額の事前公表を行った割合	100.0%	99.5%																							
入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合	100.0%	100.0%																							
「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合	100.0%	100.0%																							
国債等に関する情報のホームページへのアクセス件数と個人向け国債ホームページへのアクセス件数の合計	増加 (2,206,668件)	2,114,022件																							
国債の認知度	向上 (96.9%)	97.3%																							
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれている。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営した。</p> <p>① 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定 国債発行計画の策定に当たっては、国債管理政策上の必要性和市場のニーズ・動向との双方を踏まえ、短期から超長期までの各ゾーンにおいてバランスの取れた発行額を設定する必要がある。 21年度においても、国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会等の場を通じた市場との対話をきめ細かく行った。</p> <p>② 国債市場の流動性維持・向上 国債の確実かつ円滑な発行と中長期的な資金調達コストの抑制の観点から、近年、国債発行当局としても、市中からの買入消却や流動性供給入札の導入など、国債市場の流動性向上に向けた施策を実施している。21年度においては、世界的な金融市場の混乱の影響で、国債市場の流動性が大きく低下した状況が続いていることから、以下のような対策を講じた。 イ 買入消却については、総枠を4兆円に増額(実績は3.9兆円)し、10年物価連動債及び15年変動利付債に引き続き重点をおいて実施することとし、具体的な配分については、四半期毎に市場の状況を見ながら決定した。 ロ 流動性供給入札については、総額を1.2兆円(毎月1,000億円、平成20年度当初計画</p>																								

	<p>ベース) から平成 21 年度当初計画において 3.6 兆円 (毎月 1,500 億円×2 回) に拡充し、さらに、年度中に 6.3 兆円 (毎月 3,000 億円×2 回、21 年 7 月以降) に拡充した。また、市場の流動性向上に一層資するため、発行後半年程度の銘柄までを対象に加えた。</p> <p>③ 保有者層の多様化</p> <p>個人投資家の国債保有促進の取組みを強化するため、個人向け国債について、販売促進の観点から、年限の短い新商品 (3 年固定金利型) を 22 年 7 月 (募集は 6 月) に導入するための所要の準備を進めた。</p> <p>海外投資家については、平成 21 年 5 月から 6 月にかけて北米地域、平成 21 年 6 月には北欧地域、平成 22 年 2 月には欧州地域、平成 22 年 3 月にはアジア地域の投資家を訪問し、日本国債や日本経済・財政状況等について、海外投資家に対して直接説明を行った。さらに、訪日した海外投資家との面談、メール、電話会議等を活用しながら、積極的に情報発信を行うことで、日本国債等についての正確な理解を促すとともに、海外投資家とのネットワークの構築・維持に努めた。</p> <p>(平成 22 年度国債整理基金特別会計予算額 : 177,448,147 百万円 [21 年度予算額 : 171,293,490 百万円]) (平成 22 年度予算額 : 20,649,354 百万円 [21 年度予算額 : 20,243,958 百万円])</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 第 171 回国会 財務大臣財政演説	年月日 平成 21 年 1 月 28 日	記載事項 (抜粋) 国債残高が多額にのぼる中、引き続き、国債管理政策を財政運営と一体として適切に運営する必要があり、国債発行に当たっては、安定消化とともに、中長期的な調達コストの抑制に努めることを基本とし、市場のニーズ・動向等を踏まえた発行に取り組んでまいります。

施策名	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止											
施策の概要	通貨に対する信頼を維持するため、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止に取り組む。											
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>20年度においても適正に製造計画の策定を行った。また、国内外の関係機関との連絡を密にしたほか、記念貨幣には我が国独自の偽造防止技術(「異形斜めギザ」)の採用を行う等、通貨の偽造・変造防止の環境整備を行った。併せて、下記業績指標を全て達成したこと等から、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>通貨に対する信頼を維持するため、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止に取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>日本銀行、警察当局及び税関当局等関係機関との情報共有化に努め、事務運営を効率的に行った。また、地金の入札の効率化を図るため、平成20年5月実施分の売払いより、応札及び入開札手続は「財務省電子入札システム」を利用して実施した。</p> <p>(有効性)</p> <p>政府広報において引き続き通貨偽造に関する注意喚起のための広報を行った他、通貨偽造に関するポスターを金融機関等へ配付し、広報に努めた。また、平成20年度に岡山県倉敷市内にて外国籍船員による偽造100円貨行使事件の発生を受けて、独立行政法人造幣局による鑑定後速やかに当該偽造貨の特徴を報道発表するとともに、日本銀行、警察当局及び税関当局に対して偽造貨の特徴の情報提供を行い、金融機関等へ注意喚起を行った。更に、平成20年度発行の記念貨幣では、偽造抵抗力が高いとされる「バイカラー・クラッド」(二色三層構造)を我が国初の長期シリーズ発行となる「地方自治法施行60周年記念貨幣」において初めて採用したほか、偽造貨の発見を容易にするために実施している新五百円貨のクリーン化を引き続き継続した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>今後とも独立行政法人国立印刷局・造幣局、国内外の通貨当局等との連絡を密にし、通貨の偽造・変造を防止する環境を整備していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="344 1182 1458 1317"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地金の売払い計画及び入札実施の推移</td> <td>100.0%</td> <td>136.0%</td> </tr> <tr> <td>電子入札に対応した入札実施回数</td> <td>27回</td> <td>36回</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	地金の売払い計画及び入札実施の推移	100.0%	136.0%	電子入札に対応した入札実施回数	27回	36回
業績指標	目標値	実績値										
地金の売払い計画及び入札実施の推移	100.0%	136.0%										
電子入札に対応した入札実施回数	27回	36回										
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼす恐れがある。その防止については、引き続き、重点的に進める施策として位置付け、以下のような取組みを行った。</p> <p>① 偽造・変造を防止する環境を整備するため、最近の通貨偽造の状況を踏まえ、国庫企画官を中心に、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局、日本銀行、警察当局及び税関当局等とも連絡を密にするとともに、海外の通貨当局との連携を図った。</p> <p>② 偽造防止技術の向上のため、平成21年度においても、天皇陛下御在位20年記念五百円貨幣については、視認性が高く、大量生産が困難な「異形斜めギザ」を採用し、平成20年度から発行している地方自治法施行60周年記念五百円貨幣については、「異形斜めギザ」に加え、偽造抵抗力が高いとされる「バイカラー・クラッド(二色三層構造)」を引き続き採用するとともに、国際的な取組みも含め、偽造抵抗力の向上に独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人造幣局と連携して取り組んだ。</p> <p>(平成22年度予算額：15,104百万円[21年度予算額：16,299百万円])</p>											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等</th> <th>年月日</th> <th>記載事項(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済財政改革の基本方針2008</td> <td>平成20年6月27日</td> <td>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、…組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、…を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する</td> </tr> <tr> <td>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</td> <td>平成20年12月22日</td> <td>…関係業界等との連携強化を図って偽造通貨を行使しにくい環境の整備を進める…</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、…組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、…を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	…関係業界等との連携強化を図って偽造通貨を行使しにくい環境の整備を進める…		
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)										
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、…組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、…を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する										
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日	…関係業界等との連携強化を図って偽造通貨を行使しにくい環境の整備を進める…										

<p>施策名</p>	<p>金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理</p>																																												
<p>施策の概要</p>	<p>金融関連法令のうち金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものの企画・立案については、財務省と金融庁等との共管となっており、その制定・改廃、調査等を行っている。例えば、預金保険機構、投資者保護基金等については、財務省と金融庁との共管で監督を行っている。</p>																																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成20年度は、金融機関等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、金融機能強化法や保険業法の改正を行うとともに、金融機能強化法に基づく金融機関に対する国の資本参加決定に際し同意を行うなど、金融システムの安定の確保に努めた。また、預金保険機構等に対する政府保証枠を適切に設定したほか、公的資金の回収も着実に進んだ。</p> <p>以上の施策により、金融システムの安定に進展がもたらされたものと評価できることから、「B達成に向けて進展があった。」とした。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであり、金融システムの安定のために必要な制度の整備を行うとともに、預金保険機構等の適切な監督を行っていく必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>金融庁等関係機関と連絡調整を密に行い、事務運営を効率的に行った。</p> <p>(有効性)</p> <p>公的資金の回収について、国民負担の回避等の観点から回収に努めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等の関係機関と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p> <p>○参考指標 4-2-5：資本増強額の状況（残高、返済額） (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="359 1070 1425 1375"> <thead> <tr> <th>根拠法</th> <th>平成16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧金融安定化法</td> <td>4,420</td> <td>2,220</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>早期健全化法</td> <td>65,087</td> <td>45,593</td> <td>14,789</td> <td>13,419</td> <td>8,287</td> </tr> <tr> <td>預金保険法 (102条1項1号措置)</td> <td>19,573</td> <td>19,573</td> <td>19,573</td> <td>19,573</td> <td>19,253</td> </tr> <tr> <td>組織再編法</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金融機能強化法</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>405</td> <td>405</td> <td>1,615</td> </tr> <tr> <td>返済額 (年度ごと)</td> <td>14,013</td> <td>21,694</td> <td>31,124</td> <td>1,370</td> <td>4,462</td> </tr> </tbody> </table>			根拠法	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	旧金融安定化法	4,420	2,220	1,900	1,900	1,900	早期健全化法	65,087	45,593	14,789	13,419	8,287	預金保険法 (102条1項1号措置)	19,573	19,573	19,573	19,573	19,253	組織再編法	60	60	60	60	—	金融機能強化法	—	—	405	405	1,615	返済額 (年度ごと)	14,013	21,694	31,124	1,370	4,462
根拠法	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																																								
旧金融安定化法	4,420	2,220	1,900	1,900	1,900																																								
早期健全化法	65,087	45,593	14,789	13,419	8,287																																								
預金保険法 (102条1項1号措置)	19,573	19,573	19,573	19,573	19,253																																								
組織再編法	60	60	60	60	—																																								
金融機能強化法	—	—	405	405	1,615																																								
返済額 (年度ごと)	14,013	21,694	31,124	1,370	4,462																																								
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用 金融機関等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、金融庁等の関係機関と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めた。また、金融機能強化法に基づく金融機関に対する国の資本参加決定に際して同意を行い、平成21年度の資本参加は合計1,880億円となった。なお、同年度は、合計600億円の公的資金を回収した。</p> <p>② 金融審議会への参画等 金融制度のあり方全般について審議する場としての金融審議会に引き続き参画したほか、金融危機管理等に係る政策判断の分析の参考とするため、省内の関係各課等と連携しつつ金融市場等を注視し、その動向を分析の上、適切に情報提供を行った。</p> <p>③ 預金保険機構等への政府保証枠の適切な設定 預金保険機構等に対する平成22年度の政府保証枠については、金融機関等をめぐる情勢の変化や公的資金の回収状況等を踏まえ、適切な規模の政府保証枠を設定した。</p> <p>④ 預金保険機構等に対する適切な監督 預金保険機構等に対し、予算・資金計画の策定及び借入残高の管理、平成22年度予算及び資金計画の認可並びに資金借入の認可審査により適切な監督を行った。</p> <p>(平成22年度予算額：11百万円[21年度予算額：12百万円])</p>																																												
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第171回国会 財務大臣財政演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成21年1月28日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「金融機能強化法の改正をはじめとして、金融市場の安定化や金融円滑化のための様々な施策を実施しております。」</p>																																										

施策名	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等																																																																			
施策の概要	関税政策の企画・立案に際しては、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国際産業の実情、需要者への影響を総合的に勘案し、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要がある。																																																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>21年度関税改正においては、税関における水際取締りの充実・強化及び国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充に関する改正を行うとともに、特殊関税の制度・手続の見直し等を行った。</p> <p>また、特殊関税の運用については、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税や米国バード修正条項に対する報復関税の適用期限の延長等を行った。</p> <p>関税改正に当たっては、関税・外国為替等審議会や官民協議会等での意見を踏まえるなど、内外の経済情勢や国民のニーズの把握に努め、適切な関税改正を実施するとともに、特殊関税についても、WTO協定及び国内関係法令等に基づき、透明かつ公平、適正に運用したため、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>関税制度の改善等に当たっては、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者への影響を総合的に勘案し、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>21年度関税改正に当たり、要望を受け付ける際に客観的情報等の提示を求めるとともに、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用を努めるなど、効率的な事務運営に努めた。</p> <p>(有効性)</p> <p>21年度関税改正に当たり、関係省庁からの要望等を踏まえ、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、検討に当たっては、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行い、改正作業に活用した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>今後とも、①内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善、②WTO協定及び国内関係法令等に基づいた特殊関税制度の透明かつ公平、適正な運用を引き続き推進していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p> <p>○参考指標 5-1-1：輸出入許可・承認件数の推移 (単位：万件)</p> <table border="1" data-bbox="347 1317 1300 1462"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出許可件数</td> <td>1,354</td> <td>1,413</td> <td>1,474</td> <td>1,507</td> <td>1,458</td> </tr> <tr> <td>輸入許可・承認件数</td> <td>1,599</td> <td>1,704</td> <td>1,753</td> <td>1,767</td> <td>1,790</td> </tr> </tbody> </table> <p>○参考指標 5-1-2：設定税目数及び実行税目数の推移 (単位：税目数)</p> <table border="1" data-bbox="347 1507 1460 1671"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>平成16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設定税目数</td> <td rowspan="2">国定税率</td> <td>基本税率</td> <td>7,159</td> <td>7,159</td> <td>7,161</td> <td>7,022</td> <td>7,022</td> </tr> <tr> <td>暫定税率</td> <td>437</td> <td>436</td> <td>431</td> <td>427</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td colspan="2">協定税率</td> <td>7,550</td> <td>7,550</td> <td>7,550</td> <td>7,550</td> <td>7,550</td> </tr> <tr> <td colspan="3">実行税目数</td> <td>7,284</td> <td>7,284</td> <td>7,281</td> <td>7,187</td> <td>7,188</td> </tr> </tbody> </table> <p>○参考指標 5-1-3：特惠関税を適用した輸入額 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="347 1715 1460 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入額</td> <td>18,987</td> <td>20,989</td> <td>22,659</td> <td>23,912</td> <td>20,775</td> </tr> </tbody> </table>		平成16年	17年	18年	19年	20年	輸出許可件数	1,354	1,413	1,474	1,507	1,458	輸入許可・承認件数	1,599	1,704	1,753	1,767	1,790				平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	設定税目数	国定税率	基本税率	7,159	7,159	7,161	7,022	7,022	暫定税率	437	436	431	427	427	協定税率		7,550	7,550	7,550	7,550	7,550	実行税目数			7,284	7,284	7,281	7,187	7,188		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	輸入額	18,987	20,989	22,659	23,912	20,775
	平成16年	17年	18年	19年	20年																																																															
輸出許可件数	1,354	1,413	1,474	1,507	1,458																																																															
輸入許可・承認件数	1,599	1,704	1,753	1,767	1,790																																																															
			平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																																																													
設定税目数	国定税率	基本税率	7,159	7,159	7,161	7,022	7,022																																																													
		暫定税率	437	436	431	427	427																																																													
	協定税率		7,550	7,550	7,550	7,550	7,550																																																													
実行税目数			7,284	7,284	7,281	7,187	7,188																																																													
	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																																																															
輸入額	18,987	20,989	22,659	23,912	20,775																																																															
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>① 関税率や関税制度の改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係省庁より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関連省庁とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断した。</p> <p>また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行った。</p> <p>② 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・厳正な運用を行った。</p>																																																																			

(平成 22 年度予算額 : 525 百万円 [21 年度予算額 : 538 百万円])			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		第 171 回国会 総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。

<p>施策名</p>	<p>多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進</p>																						
<p>施策の概要</p>	<p>世界経済の持続的な成長に資するためWTO（世界貿易機関）におけるドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（経済連携協定）交渉も積極的に推進していく。また、国際貿易の円滑化を促進する等の観点から、国際機関等での税関分野に係る取組についても積極的に取り組んでいく。</p>																						
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） WTOドーハ・ラウンド交渉については、関係省庁と協力しつつ交渉の早期妥結に向け取り組み、20年7月には閣僚会合が開催され、合意には至らなかったものの、引き続き農業分野等の交渉議長テキスト等を基に交渉を行った。EPA交渉についても積極的に取り組んだ結果、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体及びフィリピンとの間のEPA発効、ベトナム、スイスとの間のEPA署名などの進展があった。また、EPA発効後の円滑な協定運用に努めた。</p> <p>更に、税関手続等の国際的調和については、ニュージーランドとAEO（認定事業者）相互承認取決めに合意するとともに、マカオとの間の税関当局間取決めの締結、オランダとの間の政府間協定の署名などの進展があった。</p> <p>上記のように大きな成果や進展があったことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>（必要性） 世界経済の確実かつ持続的な成長に資するため、WTOドーハ・ラウンド交渉及びEPA交渉について積極的に推進していくとともに、税関手続等の国際的調和についても、その実現に努める必要がある。</p> <p>（効率性） WTO交渉、EPA交渉等への取組を効率的に進めるため、関係省庁との連携を図りつつ、政府一体となって取り組んだ。</p> <p>（有効性） 政府の基本方針を踏まえ、WTO交渉に積極的に取り組むとともに、EPA交渉を推進した。更に、AEO相互承認協議を推進するなど税関手続等の国際的調和に努めた。</p> <p>（反映の方向性） WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組んでいくとともに、EPA交渉については、政府の基本方針に基づき、今後ともその推進に取り組んでいく必要がある。また、AEO相互承認協議等を通じた税関手続等の国際的調和についても引き続き積極的に取り組む必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p> <p>○参考指標 5-2-1：関係国際会議における活動状況 (単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="352 1415 1465 1529"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出席回数</td> <td>41</td> <td>34</td> <td>46</td> <td>50</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>○参考指標 総5-8：地域貿易協定の年次別推移</p> <table border="1" data-bbox="352 1568 1465 1682"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域貿易協定の数（累計）</td> <td>29</td> <td>64</td> <td>109</td> <td>165</td> </tr> </tbody> </table>		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	出席回数	41	34	46	50	49		平成5年	10年	15年	20年	地域貿易協定の数（累計）	29	64	109	165
	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																		
出席回数	41	34	46	50	49																		
	平成5年	10年	15年	20年																			
地域貿易協定の数（累計）	29	64	109	165																			

<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>① 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進</p> <p>イ WTOにおける取組 WTOにおいては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組んだ。 貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進した。</p> <p>ロ EPAにおける取組 EPAにおいては、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、関係省庁と連携を密にした上で、交渉を積極的に進めた。</p> <p>② 税関分野における手続等の国際的調和の推進</p> <p>イ 国際的な枠組みにおける取組 WCOの「基準の枠組み」等の実施に積極的に取り組み、各国における着実な実施についても貢献した。また、WCOの金融危機下における貿易円滑化等に係る取組についても積極的に協力した。また、「基準の枠組み」に沿ってAEO制度を活用し、一層の国際貿易の安全強化と円滑化を図るため、米国との間で相互承認の合意に至ったほか、EU、カナダ等との間で協議・研究を進めた。 WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進した。</p> <p>ロ APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組 APECにおいては、「HS条約の採用」及び「通関所要時間調査の実施」について、調整国として引き続きその実施及び技術協力等で取り組む等の貢献を行った。 また、平成22年は我が国がAPECの議長国を務める年にあたり、APEC首脳会議等を主催している。22年3月に開催された第1回税関手続小委員会においては、我が国税関が議長を務め、APEC域内の税関協力を通じた貿易円滑化に主導的な立場で臨んだ。 ASEMにおいては、税関作業部会の場等を通じ、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力促進に取り組んだ。</p> <p>ハ EPAにおける税関協力に関する取組 EPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等の推進に引き続き積極的に取り組んだ。</p> <p>ニ 税関当局間の情報交換等に関する取組 不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため他国の税関当局との間で関連する情報の交換を行うこと、また貿易円滑化に向けた税関当局間の協力関係を強化することを目的として、税関相互支援協定等の締結に向け引き続き積極的に取り組んだ。</p>
-----------------------------------	---

(平成22年度予算額：1,097百万円[21年度予算額：138百万円])

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第171回国会 総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・保護主義に陥ることなく、世界の貿易と経済を拡大することの必要性です。 ・WTOドーハ・ラウンドの早期妥結や、経済連携協定の交関係する施政渉に取り組めます。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた国づくり」に向けた取組の中でも、特に、経済連携の加速、世界経済の成長の果実を国内の豊かさに結び付ける好循環の確立は重要であり、WTO交渉の年内妥結とともに、政府一体となって取組を進める。 ・EPA締結国・地域を2009年初めまでに12以上とする目標に向けて取り組む。さらに、締結国との貿易額の全体に占める割合を2010年に25%以上とすることを目指し、別表の2010年に向けた工程表を推進する。

<p>施策名</p>	<p>関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上</p>																																													
<p>施策の概要</p>	<p>税関に対する様々な社会経済的要請に的確に応えるため、「税」・「関」及び「貿易円滑化」の3点につき、効率的・効果的に取り組んでいく。</p>																																													
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>我が国の国際競争力強化及び利用者の利便性向上を図る観点から、21年度関税改正において、AEO制度の拡充等を行ったほか、制度内容の積極的な周知等に努め、14個ある業績指標のうち、13の指標で達成あるいは達成に向けて前年度を上回る進展があり、加えて、独立行政法人通関情報処理センターの民営化を計画通り達成していることから、これらを総合的に勘案し、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>税関に対する様々な社会経済的要請に的確に応えるため、関税等の適正な賦課及び徴収を確保し、効果的な水際取締りを行うとともに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立に取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>税関手続の改善のほか、税関システムを更改し関係省庁のシステムと一体的運営を行うなど、制度とシステム双方のバランスがとれた施策を実施するとともに、事前情報を活用する等効率的な水際取締りに努めた。</p> <p>(有効性)</p> <p>① ホームページによるタイムリーな情報提供や構成の見直し、税関相談への的確な対応のための職員の法令知識等の充実、事前教示の適切な日程管理等を着実に実施した。</p> <p>② 重点的な審査・検査の実施、検査機器の有効活用等により、迅速な通関が確保されている。また、的確なシステム処理が行われている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>社会悪物品等の水際取締りについては、引き続き情報を活用したリスクの高い貨物に対象を絞り込んだ重点的な取締りを行っていく。</p> <p>AEO制度については、税関ホームページ等を通じてそのPRに努め、制度利用の拡大に努める。</p> <p>更に、Sea-NACCSとAir-NACCSを統合し、一つのシステムとすると共に、シングルウィンドウについては、稼働後においても引き続き見直しを行い、JETRAS等関係省庁システムの統合を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="347 1305 1461 1890"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前教示制度の運用状況 (事前教示に一定期間内で回答した割合)</td> <td>文書 99.9%、口頭 99.9%、 平均処理日数 15 日</td> <td>文書 99.9%、口頭 99.7%、 平均処理日数 14.3 日</td> </tr> <tr> <td>不正薬物の水際押収量の割合 (過去 5 年間)</td> <td>向上 (15~19 年 80.4%)</td> <td>77.3% (16~20 年)</td> </tr> <tr> <td>事前選定による検査指数</td> <td>168</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>大型 X線検査装置による検査指数</td> <td>115</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合 (情報を活用したもの、事前情報を活用したもの)</td> <td>20%、25%</td> <td>17.7%、25.0%</td> </tr> <tr> <td>簡易申告制度の利用状況 (特例輸入者数)</td> <td>70 者</td> <td>72 者</td> </tr> <tr> <td>特定輸出申告制度の利用状況 (特定輸出者数)</td> <td>140 者</td> <td>205 者</td> </tr> <tr> <td>特定保税承認制度の利用状況 (特定保税承認者数)</td> <td>40 者</td> <td>55 者</td> </tr> <tr> <td>輸出入通関における利用者満足度</td> <td>輸出入者 30.0%、通関業者 40.0%</td> <td>輸出入者 28.5%、通関業者 37.2%</td> </tr> <tr> <td>税関ホームページへのアクセス状況</td> <td>アクセス件数 126,000,000 件 訪問者数 1,670,000 件</td> <td>アクセス件数 120,448,937 件 訪問者数 1,910,341 件</td> </tr> <tr> <td>輸出入通関制度の認知度 (事前教示制度、他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明、納期限延長制度、特例輸入申告制度、特定輸出申告制度、特定保税承認制度)</td> <td>70.0%、70.0%、80.0%、 80.0%、70.0%、70.0%</td> <td>70.4%、67.7%、75.8%、 86.3%、75.8%、59.5%</td> </tr> <tr> <td>密輸取締り活動に関する認知度</td> <td>80.0%</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td>税関相談制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)</td> <td>60.0%</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>カスタムスアンサー (インターネット版) 利用件数</td> <td>178,000 件</td> <td>181,752 件</td> </tr> </tbody> </table>	業績指標	目標値	実績値	事前教示制度の運用状況 (事前教示に一定期間内で回答した割合)	文書 99.9%、口頭 99.9%、 平均処理日数 15 日	文書 99.9%、口頭 99.7%、 平均処理日数 14.3 日	不正薬物の水際押収量の割合 (過去 5 年間)	向上 (15~19 年 80.4%)	77.3% (16~20 年)	事前選定による検査指数	168	201	大型 X線検査装置による検査指数	115	109	密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合 (情報を活用したもの、事前情報を活用したもの)	20%、25%	17.7%、25.0%	簡易申告制度の利用状況 (特例輸入者数)	70 者	72 者	特定輸出申告制度の利用状況 (特定輸出者数)	140 者	205 者	特定保税承認制度の利用状況 (特定保税承認者数)	40 者	55 者	輸出入通関における利用者満足度	輸出入者 30.0%、通関業者 40.0%	輸出入者 28.5%、通関業者 37.2%	税関ホームページへのアクセス状況	アクセス件数 126,000,000 件 訪問者数 1,670,000 件	アクセス件数 120,448,937 件 訪問者数 1,910,341 件	輸出入通関制度の認知度 (事前教示制度、他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明、納期限延長制度、特例輸入申告制度、特定輸出申告制度、特定保税承認制度)	70.0%、70.0%、80.0%、 80.0%、70.0%、70.0%	70.4%、67.7%、75.8%、 86.3%、75.8%、59.5%	密輸取締り活動に関する認知度	80.0%	80.0%	税関相談制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)	60.0%	61.0%	カスタムスアンサー (インターネット版) 利用件数	178,000 件	181,752 件
業績指標	目標値	実績値																																												
事前教示制度の運用状況 (事前教示に一定期間内で回答した割合)	文書 99.9%、口頭 99.9%、 平均処理日数 15 日	文書 99.9%、口頭 99.7%、 平均処理日数 14.3 日																																												
不正薬物の水際押収量の割合 (過去 5 年間)	向上 (15~19 年 80.4%)	77.3% (16~20 年)																																												
事前選定による検査指数	168	201																																												
大型 X線検査装置による検査指数	115	109																																												
密輸摘発事案のうち情報を活用したものの割合 (情報を活用したもの、事前情報を活用したもの)	20%、25%	17.7%、25.0%																																												
簡易申告制度の利用状況 (特例輸入者数)	70 者	72 者																																												
特定輸出申告制度の利用状況 (特定輸出者数)	140 者	205 者																																												
特定保税承認制度の利用状況 (特定保税承認者数)	40 者	55 者																																												
輸出入通関における利用者満足度	輸出入者 30.0%、通関業者 40.0%	輸出入者 28.5%、通関業者 37.2%																																												
税関ホームページへのアクセス状況	アクセス件数 126,000,000 件 訪問者数 1,670,000 件	アクセス件数 120,448,937 件 訪問者数 1,910,341 件																																												
輸出入通関制度の認知度 (事前教示制度、他法令手続のコンピュータシステムによる税関への証明、納期限延長制度、特例輸入申告制度、特定輸出申告制度、特定保税承認制度)	70.0%、70.0%、80.0%、 80.0%、70.0%、70.0%	70.4%、67.7%、75.8%、 86.3%、75.8%、59.5%																																												
密輸取締り活動に関する認知度	80.0%	80.0%																																												
税関相談制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)	60.0%	61.0%																																												
カスタムスアンサー (インターネット版) 利用件数	178,000 件	181,752 件																																												
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 関税等の適正な賦課及び徴収</p> <p>イ 通関審査及び輸入事後調査の的確な実施</p> <p>通関時において高度な視点から審査・検査を実施できるよう、関税分類・関税評価・原産地認定を担当する部門と輸出入通関を行う部門間における一層の連携強化や研修等を通じた通関部門職員の商品等に対する知識と専門性の向上を図り、的確な通関審査に努めた。また、輸入事後調査においても、適正・公平な課税の実現を図るため、同様に調査水準の維持・向上に努めた。</p> <p>ロ 通関業者に対する指導・監督</p>																																													

適正かつ迅速な通関を確保するため、申告誤りに対する適時・適切な指導に努め、通関業法に義務付けられた書類の保存状況や業務の運営状況について立入調査による検証・助言を行った。

ハ 事前教示制度

適正な納税申告を確保する観点から文書による事前教示手続の慫慂に努め、平均処理日数の一層の短縮を目標として業務運営に取り組んだ。

ニ 保税制度の適切な運用

保税地域の許可等の際に被許可者の法令遵守状況、貨物管理体制等について審査を行うとともに、保税地域の貨物管理者への検査を実施するなど保税制度の適切な運用に努めた。

② 社会悪物品等の密輸阻止

イ 取締体制の整備

水際における取締りに当たっては、取締対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、平成21年度においても、情報を活用してリスクの高い貨物に対象を絞り込んで重点的な水際取締りを行った。また併せて、各種X線検査装置、監視カメラ、麻葉探知犬、監視艇等の取締・検査機器の効率的な活用にも努めるとともに、検査機器に関する知識等職員の能力向上に向けた研修等を充実・強化するための取組を行った。

ロ 関係機関との連携と情報の収集等

警察、海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等と、人事交流の拡大も含めた連携の一層の強化を図った。また、国内関係機関、外国税関当局等との情報交換体制については、引き続きその更なる拡大・充実に努めるとともに、WCOやASEMなどの関係する国際的な会議や協力枠組みに積極的に参画し、外国関係機関との連携強化に努めた。

更に、外国税関との協力関係については、平成20年度までに、18カ国・地域との間で税関相互支援協定等を結び、情報交換の促進に努めてきているが、国際的組織犯罪の台頭を踏まえて、仕出地での情報を確保する観点から、平成21年度においては、締約国・地域を20カ国・地域まで拡大し、締結国・地域との間における積極的な情報交換を図った。

③ 税関手続における利用者の利便性の向上

イ 国際物流の安全確保と円滑化の両立

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認めるAEO制度を推進した。平成21年度においては、従来から要望のあった特定輸出貨物の運送に係る消費税の免税措置について平成22年度税制改正により措置され、本年4月より実施した。また、我が国と同様のAEO制度を導入している国との相互承認については、平成21年6月に米国との間で合意に至ったほか、EU、カナダ等との間で協議・研究を進めた。更に、中国及び韓国との間でAEO作業部会を開催し、相互の制度について研究を行った。

ロ 利用者満足度の向上

輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、職員研修の見直し等による研修内容の充実を図るとともに、文書による事前教示制度の改善と一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの一層の活用にも努めた。

④ 税関手続システムの更改等による利用者の利便性の向上

NACCSについては、平成21年度においても引き続き、システムの管理体制の充実を図ることにより、安定稼働に努めたほか、平成22年2月のAir-NACCSの更改とともにSea-NACCSと統合し、一つのシステムとした。

また、シングルウィンドウについては、貿易手続改革プログラム（平成21年7月16日第2次改訂）において、稼働後においても継続的に見直しを行うこととなっており、平成21年10月に港湾管理者の手続を、平成22年2月に空港の入出港手続を、それぞれシングルウィンドウに追加した。

更にNACCSと関係省庁システムの統合については、経済産業省のJETRAS（貿易管理オープンネットワークシステム：貿易管理手続システム）のNACCSへの統合を実現した。その他の関係省庁システムの統合についても、システムの更改時期をとらえて統合を行うこととしており、関係省庁間において統合を目指して検討を行っている。

⑤ 実効性ある税関行政実現のための情報提供

イ 税関広報活動の一層の充実

税関ホームページを通じた情報提供は、今後一層重要性が高まると考えられることから、更なる内容の充実及び使いやすさ等の利便性の向上を図る必要がある。平成21年度においては、税関における活動やニュース等を伝える「関税局・税関の動き」、全国の税関が行った密輸摘発事件の報道発表の概要を伝える「各税関の事件発表」の掲載に努めた。あわせて講演会や説明会等も活用して積極的な情報提供に努めた。

また、国民の皆様は税関の役割等を知って頂き、税関の密輸取締り活動にご理解・ご協力を頂くため、引き続き、ホームページ等における情報の充実をはじめ、政府広報を活用するなど、税関広報活動の充実に努めた。

ロ 税関相談

より一層分かりやすい適切な助言が行えるよう努めるとともに、利用者満足度の一層の向上を図るため、引き続き研修等を通じて職員の接遇の更なる向上に努めた。また、カスタムスアンサーについては、パンフレットを作成・配布するなど積極的な広報を行うとともに、利用者の方々の要望に一層かなった分かりやすいものとするため、掲載項目の追加等による

	内容の充実や見直しに努めた。		
	(平成 22 年度予算額：32,624 百万円[21 年度予算額：32,137 百万円])		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 171 回国会 総理大臣施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	保護主義に陥ることなく、世界の貿易と経済を拡大することの必要性です。
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、地域の絆を再生しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組、インターネット上の違法・有害情報やサイバー犯罪への対策、組織犯罪の資金監視・取締りの強化・違法収益のはく奪、銃器規制の厳格化を図るほか、振り込め詐欺・悪質商法等の身近な犯罪の撲滅、テロ等への対策、海上保安の確保・密輸阻止等の水際対策、迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図るとともに、刃物規制の在り方を検討する。

<p>施策名</p>	<p>外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保</p>
<p>施策の概要</p>	<p>世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっている。このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいる。中でも、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力の強化策の1つとして、平成20年度は、通貨危機の予防・対処のためのより前進した枠組みの実現に向けた検討を更に進めていく。このほか、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用防止にも取り組んでいく。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>世界的な金融市場の混乱により、為替市場は大きな変動に直面した。また、世界的な信用収縮が発生し、多くの新興国・途上国が国際収支危機や資金調達難に直面した。こうした中、為替市場の安定に向け、日常的なモニタリング等に加え、昨年10月後半に急激な円の独歩高が進行した際には「最近の為替相場における円の過度の変動並びにそれが経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ることを懸念している」という円に特に言及した緊急声明を発出した。</p> <p>また、国際金融システムの安定については、我が国は、IMFに対し最大1,000億ドルの融資取極を各国に先駆けて締結し、IMF資金基盤の強化に貢献した。我が国の貢献については、2月のG7声明で「日本政府がIMFとの間で貸付の合意に達したことを歓迎する」と言及されたほか、日本の融資取極に続いてEU諸国等からもIMFへの融資が表明された。こうした背景の下で、平成20年11月から21年3月末までの間に危機的状況に陥った9カ国に対する総額485億ドルのIMF支援が実現したほか、新たな融資制度が整備された。このように我が国は、IMFの資金基盤強化における議論において主導的な役割を担う形で、「国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化」の達成に大きく貢献した。また、為替市場は、景気後退の影響が続く中で安定した状況に戻るまでには至っていないものの、落ち着きを取り戻しつつある。</p> <p>アジアにおける地域協力についても、国際的な信用収縮の発生に対処すべく、ASEAN+3財務大臣プロセス等を通じて、CMIの資金規模をこれまで合意されていた800億ドルから1,200億ドルに増額すること等について一致した。また、アジア債券市場の更なる発展に向けた市場関連インフラの整備等に係る新ロードマップ作成の合意が実現するなど、具体的な成果が見られた。</p> <p>国際金融システムの乱用防止については、我が国が各国と協調し積極的に貢献した結果、各国・地域当局が国際金融システムを不正な金融活動のリスクをもたらす非協力的で不透明な国・地域から守るよう、国内及び国際的措置を実施することが決定された。</p> <p>以上のことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>（必要性）</p> <p>国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることがより必要となっている。</p> <p>（効率性）</p> <p>財務省単独で解決することが困難な政策課題について、他省庁やG7各国等の多様な主体と適切に連携して実施し、短期間で多くの具体的な成果が得られたため、概ね効率的であった。</p> <p>（有効性）</p> <p>国際金融システムの安定に向けた新たな制度の創設や各国間の具体的な合意が多数実現したため、概ね有効であった。</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>金融資本市場の混乱が信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退が発生していることを踏まえ、こうした危機の克服と、再発防止に引き続き積極的に取り組む。具体的には、為替レートの過度の変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、引き続き為替市場をよく注視し、各国間で適切に協力する。また、IMFの新規借入取極の増額と参加国の拡大等による資金基盤の増強、及び次回の出資比率・発言権見直しを2011年1月までに完了するための議論に参画する。</p> <p>また、アジアにおける地域協力の強化については、CMIマルチ化の主要項目について、平成21年5月開催予定の次回ASEAN+3財務大臣会議までに合意を得るよう取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>

【主な参考指標】

○参考指標 6-1-1：為替相場の動向（一部を抜粋）ドル・円



政策評価の結果
の政策への反映
状況

- ① 外国為替市場の安定

平成 21 年度においても引き続き、為替レートの過度の変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行う等、外国為替相場の安定に向けた取組を行った。
- ② 国際金融システムへの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
 - イ 国際金融システムの安定

金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組みに積極的に参画した。
 - ロ IMF 改革

新興国及び途上国への資金の流入を確保するため、国際金融機関、特に IMF の大幅な強化を実現すべく、我が国は、IMF の新規借入取極の増額と参加国の拡大等による資金基盤の増強、及び次回の出資比率・発言権見直しを 2011 年 1 月までに完了するための議論に参画した。
- ③ アジアにおける地域金融協力の強化
 - イ ASEAN+3 財務大臣プロセスにおける取組

ASEAN+3 財務大臣プロセスでは、CMI について、マルチ化の主要項目について平成 21 年 5 月の ASEAN+3 財務大臣会議で合意し、同年 12 月にマルチ化契約をまとめ、本年 3 月にマルチ化契約が発効した。また、ABMI については、新ロードマップに盛り込まれた具体的取組を進め、信用保証・投資ファシリティ (CGIF) の設立に向けた検討やクロスボーダー債券取引の障害除去等に向けた検討を大きく前進させた。
 - ロ その他の地域金融協力の枠組みにおける取組

11 月に APEC 財務大臣会合へ出席し、APEC の枠組みが持つ特色を踏まえつつ、アジア地域における経済・金融分野における協力の効果的な推進について議論し、共同声明を发出した。
 - ハ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機がアジアにも影響を及ぼしている中、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行った。特に、6 月 27 日に第 3 回日韓財務対話を行った他、他のアジア諸国とも意見交換を行った。
- ④ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策
 - イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献した。
 - ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

引き続き、テロリスト等に対する資金供与及び犯罪収益等に関する資金洗浄を防止するため、各国・関連国際機関等との協力、外国為替検査等による外為法の実効性の確保、疑わしい取引の届出に係るガイドライン等の策定を通じた「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF 勧告の実施に向けた更なる国内措置の整備等を通じて、テロ資金対策及び資金洗浄対策に取り組んだ。また、大量破壊兵器拡散防止の観点から、北朝鮮やイランの核開発問題等に対しても、国連安保理決議の着実な履行や国際社会の一致した働きかけ等により、適切に対処した。

(平成 22 年度外国為替資金特別会計予算額：1,383,724 百万円[21 年度予算額：1,342,753 百万円])

関係する施政方

施政方針演説等

年月日

記載事項 (抜粋)

<p>針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>第 171 回国会 財務大臣財政演説</p>	<p>平成 21 年 1 月 28 日</p>	<p>昨年 11 月の「金融・世界経済に関する首脳会合」において、IMF に対し最大一千億ドル相当の融資を行う用意があることを表明する等積極的な貢献を行っており、各国から高い評価を受けております。今後とも、バブル経済崩壊後の危機を自らの力で克服した経験も活かしながら、金融危機後の新しい世界経済・金融に対応した枠組みづくりの議論に、積極的に参画するとともに、我が国の景気回復を図って、世界経済に貢献してまいります。</p>
--------------------------	-------------------------------	-------------------------	---

<p>施策名</p>	<p>開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進</p>																																				
<p>施策の概要</p>	<p>自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題といった課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められている。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していく。</p>																																				
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 米国のサブプライム・ローン問題に端を発する金融市場の混乱の影響が途上国へと波及し、国際開発金融機関(MDBs)等を活用した支援や円借款が一層重要となった。こうした中、我が国は、中小途上国銀行の資本増強支援のため、国際金融公社(IFC)とJBICが共同で「途上国銀行資本増強ファンド」を1月に設立し、20年度中に第一号案件を承認するなど、途上国の資金ニーズに迅速且つ積極的に対応した。他のMDBsにおいても、危機対応のための施策の実現のために積極的に関与し、特にアジア開発銀行(ADB)の資金基盤の強化については、あらゆる機会を活用して各国への働きかけを行い、早期合意のための環境整備に貢献した。</p> <p>また2月には世界的な金融危機による信用収縮が貿易金融の円滑な供給に与える影響を緩和することを目的として、JBICを活用した「貿易金融イニシアティブ」を創設。更に3月には途上国における環境投資を支援するため、「環境投資支援イニシアティブ」を発表した。二国間支援では、インドネシアに対する金融協力として、同国による円滑なサムライ債発行を支援するため、JBICによる最大15億ドル相当の保証付与を発表した。</p> <p>円借款については、アジア地域を中心としつつ、5年間で総額40億ドルのアフリカ向け円借款供与を表明し、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)等のイニシアティブを踏まえ、総額8,443億円の供与を決定した。また、円借款・技術協力・無償資金協力の一元的実施による戦略性・効率性を高めるため、10月に国際協力銀行(JBIC)の円借款部門と国際協力機構が統合された。このように、金融危機が途上国に及ぼす影響に対処するために、国際金融機関等との連携及び二国間双方の枠組みで様々な資金協力等の具体的枠組みを創設した。</p> <p>また、知的支援に当たっては、技術援助先の要望や意見を集約し、且つ財政・経済分野の技術援助関係者間の円滑な調整を行うことで、より効率的・効果的な支援となるよう取り組んだ。</p> <p>以上のことから、途上国支援に関して「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、貧困や地球環境問題といった課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められている。</p> <p>(効率性) 二国間ODAの実施に当たり、円借款、技術協力、無償資金協力の一元的実施を可能とするため、国際協力銀行の円借款部門と国際協力機構が統合されたこと、支援実施に当たって様々な関係機関と連携・協調したことから、概ね効率的であったといえる。</p> <p>(有効性) 開発途上国の安定的な経済社会の発展に資する様々な資金協力等の具体的枠組みを創設したこと、支援実施に当たっては様々な関係機関と連携・協調したことから、概ね有効であったといえる。</p> <p>(反映の方向性) 世界的な金融危機や経済の悪化が途上国にもたらす影響を注視しつつ、引き続き国際開発金融機関及び諸外国と援助の推進に取り組んでいく。また、必要に応じ国際開発金融機関(MDBs)の資金基盤を増強するとともに、世界的な危機が脆弱層に与える影響を緩和するためのMDBsの取組みを支援する。その際、的確に把握された支援ニーズ等、MDBsが有する長所を認識しつつ、主要出資国として我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【主な参考指標】 ○参考指標 6-2-1：開発途上国に対する資金の流れ (百万ドル)</p> <table border="1" data-bbox="352 1854 1437 2107"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年</th> <th>16年</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ODA</td> <td>8,880</td> <td>8,922</td> <td>13,126</td> <td>11,136</td> <td>7,679</td> </tr> <tr> <td>ODA以外の政府資金(OOF)</td> <td>-2,149</td> <td>-2,372</td> <td>-2,421</td> <td>2,438</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>民間資金</td> <td>-731</td> <td>4,392</td> <td>12,278</td> <td>12,290</td> <td>21,979</td> </tr> <tr> <td>非営利団体による贈与</td> <td>335</td> <td>425</td> <td>255</td> <td>315</td> <td>446</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>6,335</td> <td>11,368</td> <td>23,238</td> <td>26,179</td> <td>30,315</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 財務省、外務省発表 (注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向けを除く。</p>		平成15年	16年	17年	18年	19年	ODA	8,880	8,922	13,126	11,136	7,679	ODA以外の政府資金(OOF)	-2,149	-2,372	-2,421	2,438	211	民間資金	-731	4,392	12,278	12,290	21,979	非営利団体による贈与	335	425	255	315	446	総計	6,335	11,368	23,238	26,179	30,315
	平成15年	16年	17年	18年	19年																																
ODA	8,880	8,922	13,126	11,136	7,679																																
ODA以外の政府資金(OOF)	-2,149	-2,372	-2,421	2,438	211																																
民間資金	-731	4,392	12,278	12,290	21,979																																
非営利団体による贈与	335	425	255	315	446																																
総計	6,335	11,368	23,238	26,179	30,315																																

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 金融危機への対応 円借款業務については、平成 21 年度は、国際開発金融機関と連携し、ベトナム、インドネシア、フィリピン向けの「緊急財政支援円借款」を通じてアジア経済の活性化を加速させるための支援に取り組んだ。 平成 21 年度の国際協力銀行（J B I C）業務については、次に掲げる通り。 国際金融市場の混乱のため一時的に外国債発行が困難となった途上国に対する支援を実施すべく、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコの発行するサムライ債に対し保証を付した。 世界的な信用収縮が貿易金融の円滑な供給に与える影響を緩和すべく、国際金融公社（I F C）およびアジア開発銀行とも協力しつつ、マレーシア輸出入銀行やインドネシア輸出入銀行等が提供する貿易金融に必要な資金を供与した。 金融危機の影響を受けた中小途上国の地場銀行に対し出資や劣後融資を直接行うことにより金融システムを安定化させるべく、J B I C と I F C が設立した「途上国銀行資本増強ファンド」はセルビアの銀行に対し支援を実施し、また、新たな案件の形成に取り組んだ。</p> <p>② 国際開発金融機関(MD B s)を通じた支援 平成 21 年度は、世界的な経済・金融危機が脆弱層に与える影響を緩和するための支援に積極的に取り組んだ。例えば、平成 21 年 4 月の G20 ロンドンサミット)において各国と協力し、MD B s の途上国向け支援の拡大を求めた。また、MD B s の資金基盤の増強については、アジア開発銀行の第 5 次増資の合意に貢献したほか、その他の MD B s の資金基盤増強の議論にも積極的に参加した。</p> <p>③ 知的支援 研修・セミナー、専門家派遣について、事前（要望調査のための現地担当者等へのヒアリングやアンケート）及び事後（受入研修や現地ミッション終了時の意見交換）の取組を実施することで、今後の研修・セミナーの更なる効果的・効率的な運営に努め、開発途上国の要望に則したのものとなるよう引き続き見直しを行っていく。 技術援助の実施に当たっては、開発途上国の要望を的確に把握するため、相手国の政策・実務担当者との直接の協議を重視するとともに、在外公館の財政経済担当者との情報交換を重視した。また、効果的な技術援助の実現のために、我が国の財政・経済分野の技術援助関係者間の緊密な連携を行うとともに、I M F、世銀、A D B の現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めた。 開発途上国の税関職員に対する技術協力については、各国から支援が要望されている分野と各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化をバランスよく実施できるような税関の技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を目的として取り組んでいく。また、W C O に対して途上国税関における知的財産侵害物品の取締りの能力構築を支援する資金を新たに拠出したところであり、今後とも W C O を通じた途上国税関の能力向上に向けた知的支援を一層推進した。</p> <p>(平成 22 年度予算額：132,924 百万円[21 年度予算額：153,753 百万円])</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第 171 回国会 総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成 21 年 1 月 28 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>日本は、国際社会の責任ある一員として、また、この 1 月からは国連安保理非常任理事国として、積極的な役割を果たしてまいります。ODA を活用し、アフリカを始めとする途上国の安定と発展、テロとの闘い、貧困や環境問題、水問題など地球規模の課題の解決に貢献します。</p>

<p>施策名</p>	<p>政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保</p>								
<p>施策の概要</p>	<p>政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要である。平成 20 年度においては、10 月からの新体制への移行に向けて、政策金融改革関連法を踏まえ、着実に取組を進めていく。新体制移行後は、株式会社日本政策金融公庫については、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うとともに、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行う。また、完全民営化が予定されている株式会社日本政策投資銀行等については、円滑に完全民営化に移行できるよう適切に対応していく。</p>								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政府関係金融機関について、「行政改革の重要方針」や「行政改革推進法」等で示された政策金融改革の基本方針を踏まえ、業務の見直しに努める等の取組を着実に実施するとともに、関係省庁と緊密に連携しつつ、引き続き効果的・効率的な検査を行い、その結果も踏まえて政府関係金融機関の財務の健全性の確保や業務運営態勢の改善に努めるなど、施策を着実に実施したところであり、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要であり、本施策の実現は必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>各施策の着実な実施により各機関の適正かつ効率的な運営の確保に努めるとともに、各機関の検査について、金融庁のノウハウや専門性を活用し、関係省庁と緊密に連携しつつ、その効率的な実施に努めた。</p> <p>(有効性)</p> <p>政策金融改革の趣旨に則り、業務の見直しに努める等の取組を着実に実施した。また、関係省庁等と緊密に連携しつつ検査を実施し、その結果も踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営態勢の改善に努めた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>政策金融改革の趣旨に則り、業務の見直しに努める等の取組を着実に進めていくことや、関係省庁等と緊密に連携しつつ、引き続き、効果的・効率的な検査を行い、その結果も踏まえて、政府関係金融機関等の財務の健全性の確保や業務運営態勢の改善に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="347 1223 1458 1424"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策金融機関の貸付金残高の国内総生産額に対する割合</td> <td>新政策金融機関と沖縄振興開発金融公庫の貸付金残高の合計額(平成 20 年度末)を国内総生産額(20 年度)で除した値が、基準割合(16 年度値 17.09%)の 1/2 以下</td> <td>5.07% (暫定値)</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	政策金融機関の貸付金残高の国内総生産額に対する割合	新政策金融機関と沖縄振興開発金融公庫の貸付金残高の合計額(平成 20 年度末)を国内総生産額(20 年度)で除した値が、基準割合(16 年度値 17.09%)の 1/2 以下	5.07% (暫定値)
業績指標	目標値	実績値							
政策金融機関の貸付金残高の国内総生産額に対する割合	新政策金融機関と沖縄振興開発金融公庫の貸付金残高の合計額(平成 20 年度末)を国内総生産額(20 年度)で除した値が、基準割合(16 年度値 17.09%)の 1/2 以下	5.07% (暫定値)							
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>政府関係金融機関の適正かつ効率的な運営が引き続き確保できるよう、</p> <p>① 関係省庁等と緊密な連携の下、政策金融改革の趣旨に則り、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行ってきた。具体的には、累次の経済対策で定められた業務を着実に推進してきた。</p> <p>② 主務省検査を踏まえ、関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省として政府関係金融機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めた。</p> <p>(平成 22 年度予算額：65,688 百万円[21 年度予算額：65,705 百万円])</p>								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>						
<p>第 171 回国会 総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 21 年 1 月 28 日</p>	<p>中小企業対策については、昨年未までに、緊急保証と特別の貸付けを合わせて、約二十二万件、四兆五千億円の実績が挙がり、資金繰りに大きな効果を発揮しました。さらに、第二次補正予算によって、保証・貸付け枠を三十兆円に拡大します。</p>							
<p>第 171 回国会 財務大臣財政演説</p>	<p>平成 21 年 1 月 5 日</p>	<p>第二に、金融・経済の安定強化を図ってまいります。そのため、自社株買い規制緩和などの株式市場安定化策を実施するとともに、セーフティネット貸</p>							

			付・緊急保証枠を三十兆円規模に拡大し、中小・小規模企業の資金繰り対策を講じます。
--	--	--	--

<p>施策名</p>	<p>地震再保険事業の健全な運営</p>									
<p>施策の概要</p>	<p>地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としており、この目標を実現するためには、地震再保険特別会計の地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要である。</p>									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>地震再保険特別会計については、「行政改革の重要方針」を受け、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)において、「平成 20 年度末までに、再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。」とされ、これを受け、民間における再保険事業の動向や民間保険の支払能力等を注視しつつ、有識者及び損保業界等との地震保険に関する連絡会等を開催するなど、平成 20 年度末に向け再保険機能の取扱いについて広範囲な視点から検討を進めるとされた。</p> <p>その結果、再保険機能に係る事務事業の在り方について、国の関与が不可欠であり、再保険による国の関与の方法が適当であるといった地震保険制度に関する有識者等からの意見を踏まえて検討した結果、超長期で収支が相償する地震保険の特殊性、安定的な保険支払能力の確保及び収支の明確な区分経理による透明性の確保等を勘案し、地震再保険特別会計において経理する現行スキームを引き続き活用することとした。</p> <p>また、地震保険の普及を図るため、ポスター作成及び新聞等の広告媒体を利用した広報活動を行い、今回よりインターネットにおけるバナー広告も実施した。また、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、損害保険会社に対し検査を実施し、その際に、併せて地震保険契約の一層の普及促進を促した。</p> <p>地震保険の普及率については、前年度対比で 1.1 ポイントの上昇となり 22.5%となったこと、また、地震保険検査先数についても、5 社検査を実施したことなどから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性)</p> <p>地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難となるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みである。このため、地震被害に遭った被災者の生活の安定や生活再建等のために不可欠な制度である。</p> <p>(効率性)</p> <p>有識者および損保業界等との連絡会等を開催した結果、専門的な知識を幅広く得ることができ、効率的な検討をすることができた。</p> <p>(有効性)</p> <p>地震保険事業を適切かつ健全に運営するためには、地震保険への加入者を増加させ、保険集団を安定させることが必要であり、普及率の上昇が重要な要素となる。このため、全国の地方自治体、金融機関、損害保険会社等にポスター掲出を要請するなど、積極的な広報活動を実施しており、前年度より普及率は上昇した。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>引き続き地震保険制度の普及拡大のために、着実に広報活動を実施していくとともに、政府の再保険事業の健全な経営を確保するために行われる損害保険会社に対する検査において、少なくとも 5 社程度に対して実施することを目標とし、その際に、対象損害保険会社に対しては検査の実施とあわせて地震保険普及向上を促進していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="347 1675 1294 1861"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険の普及率の推移</td> <td>20.8%以上かつ前年度 (21.4%) より上昇</td> <td>22.5% (暫定値)</td> </tr> <tr> <td>地震保険検査先数の推移</td> <td>5 社程度</td> <td>5 社</td> </tr> </tbody> </table>	業績指標	目標値	実績値	地震保険の普及率の推移	20.8%以上かつ前年度 (21.4%) より上昇	22.5% (暫定値)	地震保険検査先数の推移	5 社程度	5 社
業績指標	目標値	実績値								
地震保険の普及率の推移	20.8%以上かつ前年度 (21.4%) より上昇	22.5% (暫定値)								
地震保険検査先数の推移	5 社程度	5 社								

政策評価の結果 の政策への反映 状況	<p>① 平成 21 年 10 月にとりまとめた地震保険に関する総合評価結果も勘案し、地震保険の加入促進のためには、地震発生可能性や地震危険に対する意識と地震保険の必要性の認識、地震保険料の水準に対する理解が重要であるという視点から、今後の広報活動や保険会社等における説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していくこととした。</p> <p>② 地震保険制度の普及拡大のために、広報活動を実施していたところであるが、損害保険業界でも同様に広報宣伝活動を実施しており、効率的・効果的な普及促進の観点から、平成 21 年度より、同業界に助言等を行うことにより、一体的に実施することとした。</p> <p>③ 検査を通じた普及向上の促進に関しては、平成 21 年度は 5 社に対して地震保険に関する検査を実施し、その際に、検査と平行して地震保険普及拡大に対する取組姿勢を聞き取りするとともに、今後とも積極的な対応についての要請を行った。</p>		
	(平成 22 年度地震再保険特別会計予算額 : 72,842 百万円 [21 年度予算額 : 67,947 百万円])		
関係する施政方針 演説等内閣の 重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	行政改革の重要方針	平成 17 年 12 月 24 日	地震再保険特別会計については、平成 20 年度までに、再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。

<p>施策名</p>	<p>安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理</p>																																			
<p>施策の概要</p>	<p>国家公務員共済組合の医療・年金保険制度の改革に適切に対応するとともに、福祉事業を含む事業運営について、効率化・スリム化などの観点から適切に見直していく。</p>																																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係各省とも連携を取って、被用者年金制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(以下「被用者年金一元化法案」という。)」を19年4月に国会に提出し、現在継続審議中となっているが、本法案において、現行の共済年金の3階部分(職域部分)を廃止するとともに、新3階年金を別に法律で創設することが規定されており、関係省庁と連携を取り、この検討を進めている。 また、オランダ、チェコなどとの社会保障協定や社会保障制度の改正への対応を行ったことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。 (必要性) 国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度であることから、この目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要である。 (効率性) 19年4月13日に国会へ提出した「被用者年金一元化法案」において別に法律で定めることとされている新3階年金の検討、社会保障協定及び社会保障制度の改正への対応について、関係各省と連携を取っておおむね効率的に処理することができた。 (有効性) 新3階年金についての検討のほか、社会保障協定及びその他の社会保障制度の改正への対応により、安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築という目標達成に寄与した。 (反映の方向性) 国家公務員共済年金制度を所管する立場から、関係各省とも連携を取って、引き続き被用者年金の一元化の実現に向けた取組みを進める。また、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】 ○参考指標 9-1-1：男女別組合員数の年次推移</p> <table border="1" data-bbox="352 1265 1460 1512"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成15年度末</th> <th>16年度末</th> <th>17年度末</th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">組合員数 (千人)</td> <td>男</td> <td>894</td> <td>885</td> <td>878</td> <td>868</td> <td>845</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>198</td> <td>201</td> <td>204</td> <td>208</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,091</td> <td>1,086</td> <td>1,082</td> <td>1,076</td> <td>1,058</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対前年度増減割合 (%)</td> <td>△1.0</td> <td>△0.5</td> <td>△0.4</td> <td>△0.6</td> <td>△1.7</td> </tr> </tbody> </table>					平成15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	組合員数 (千人)	男	894	885	878	868	845	女	198	201	204	208	213	計	1,091	1,086	1,082	1,076	1,058	対前年度増減割合 (%)		△1.0	△0.5	△0.4	△0.6	△1.7
		平成15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末																														
組合員数 (千人)	男	894	885	878	868	845																														
	女	198	201	204	208	213																														
	計	1,091	1,086	1,082	1,076	1,058																														
対前年度増減割合 (%)		△1.0	△0.5	△0.4	△0.6	△1.7																														
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① 新たな年金制度の創設への対応 年金制度について「公平・透明で、かつ、将来にわたって安心できる新たな年金制度の創設に向けて、着実に取り組む」との方針の下、国家公務員共済年金制度を所管する立場から、関係各省とも連携を取って、新たな年金制度の創設に向けた検討を進めた。 ② 諸外国との社会保障協定への対応 チェコとの社会保障協定の実施に伴う事務手続きを定めるなど、国家公務員共済組合制度関係省令の整備を行った。 ③ 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保 国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営の確保に必要な措置を講じることにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めた。 (平成22年度予算額：71,194百万円[21年度予算額：65,798百万円])</p>																																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第165回国会 総理大臣所信表明演説</p> <p>第166回国会 総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年9月29日</p> <p>平成19年1月26日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>厚生年金と共済年金の一元化を早急に実現し、官民の公平性を確保します。</p> <p>官民の間で公平な年金制度とするため、厚生年金と共済年金の一元化を実現します。</p>																																	

の)	被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について	平成 18 年 4 月 28 日	民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保
----	--------------------------	------------------	--

施策名	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保																																																																																																																																																																																							
施策の概要	日本銀行法の規定を踏まえ、経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努める。																																																																																																																																																																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 20年度においても、会計規程に沿った適正な処理がなされていることから日本銀行の財務諸表を承認、また日本銀行の効率的な業務運営を確保する観点から経費予算をチェック、認可した。さらに、日本銀行は、「行政改革推進法」等の趣旨を踏まえ人員の縮減等に努めた。このように、目標達成に向けて成果があったことから、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) 日本銀行法の規定を踏まえ、経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努める必要がある。</p> <p>(効率性) 日本銀行は、「行政改革推進法」等の趣旨を踏まえ、人員削減等に努めた。</p> <p>(有効性) 日本銀行法に基づいた承認・認可等の手続きを経て、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるよう努めた。</p> <p>(反映の方向性) 日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、今後も業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう、取り組んでいく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な参考指標】</p> <p>○参考指標 10-1-1：認可対象経費予算 (単位：百万円、%)</p> <table border="1" data-bbox="352 954 1453 1554"> <thead> <tr> <th colspan="2">科 目</th> <th>平成19年度予算</th> <th>前年度比</th> <th>20年度予算</th> <th>前年度比</th> <th>21年度予算</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行券製造費</td> <td>銀行券製造費</td> <td>53,622</td> <td>▲4.9</td> <td>52,785</td> <td>▲1.6</td> <td>51,979</td> <td>▲1.5</td> </tr> <tr> <td>国庫国債事務費</td> <td>国庫国債事務費</td> <td>52,238</td> <td>5.3</td> <td>51,131</td> <td>▲2.1</td> <td>20,597</td> <td>▲59.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給与等</td> <td>役員給与</td> <td>446</td> <td>2.1</td> <td>442</td> <td>▲0.8</td> <td>436</td> <td>▲1.4</td> </tr> <tr> <td>職員給与</td> <td>41,420</td> <td>1.3</td> <td>41,533</td> <td>0.3</td> <td>41,515</td> <td>▲0.0</td> </tr> <tr> <td>退職手当</td> <td>9,992</td> <td>3.6</td> <td>10,375</td> <td>3.8</td> <td>10,243</td> <td>▲1.3</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>51,858</td> <td>1.7</td> <td>52,351</td> <td>1.0</td> <td>52,194</td> <td>▲0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">交通通信費</td> <td>旅費交通費</td> <td>2,346</td> <td>▲0.9</td> <td>2,293</td> <td>▲2.2</td> <td>2,251</td> <td>▲1.8</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>3,648</td> <td>▲4.0</td> <td>3,469</td> <td>▲4.9</td> <td>3,278</td> <td>▲5.5</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>5,994</td> <td>▲2.8</td> <td>5,762</td> <td>▲3.9</td> <td>5,529</td> <td>▲4.0</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>修繕費</td> <td>1,959</td> <td>18.1</td> <td>1,975</td> <td>0.8</td> <td>2,115</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般事務費</td> <td>消耗品費</td> <td>1,928</td> <td>▲3.3</td> <td>1,872</td> <td>▲2.9</td> <td>1,647</td> <td>▲12.0</td> </tr> <tr> <td>光熱水道費</td> <td>2,262</td> <td>▲0.0</td> <td>2,251</td> <td>▲0.5</td> <td>2,275</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>建物機械等賃借料</td> <td>12,003</td> <td>▲9.3</td> <td>10,747</td> <td>▲10.5</td> <td>9,960</td> <td>▲7.3</td> </tr> <tr> <td>建物機械等保守料</td> <td>10,029</td> <td>▲1.0</td> <td>9,753</td> <td>▲2.8</td> <td>9,863</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>27,166</td> <td>▲0.2</td> <td>25,657</td> <td>▲5.6</td> <td>26,204</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>53,388</td> <td>▲2.6</td> <td>50,280</td> <td>▲5.8</td> <td>49,949</td> <td>▲0.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計 (除く固定資産取得費、予備費)</td> <td>219,059</td> <td>▲0.3</td> <td>214,284</td> <td>▲2.2</td> <td>182,364</td> <td>▲14.9</td> </tr> <tr> <td>固定資産取得費</td> <td>固定資産取得費</td> <td>6,418</td> <td>▲0.5</td> <td>5,045</td> <td>▲21.4</td> <td>8,023</td> <td>59.0</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>予備費</td> <td>1,000</td> <td>—</td> <td>1,000</td> <td>—</td> <td>1,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>226,477</td> <td>▲0.3</td> <td>220,329</td> <td>▲2.7</td> <td>191,387</td> <td>▲13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○参考指標 10-1-2：自己資本残高 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="352 1585 1398 1653"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度末</th> <th>17年度末</th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> <th>20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本残高</td> <td>52,964</td> <td>54,812</td> <td>56,208</td> <td>56,529</td> <td>56,979</td> </tr> </tbody> </table> <p>○参考指標 10-1-3：役員及び職員の数推移 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="352 1684 1398 1760"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度末</th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> <th>20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員及び職員の数</td> <td>4,980</td> <td>4,930</td> <td>4,869</td> <td>4,782</td> </tr> </tbody> </table>			科 目		平成19年度予算	前年度比	20年度予算	前年度比	21年度予算	前年度比	銀行券製造費	銀行券製造費	53,622	▲4.9	52,785	▲1.6	51,979	▲1.5	国庫国債事務費	国庫国債事務費	52,238	5.3	51,131	▲2.1	20,597	▲59.7	給与等	役員給与	446	2.1	442	▲0.8	436	▲1.4	職員給与	41,420	1.3	41,533	0.3	41,515	▲0.0	退職手当	9,992	3.6	10,375	3.8	10,243	▲1.3	小 計	51,858	1.7	52,351	1.0	52,194	▲0.3	交通通信費	旅費交通費	2,346	▲0.9	2,293	▲2.2	2,251	▲1.8	通信費	3,648	▲4.0	3,469	▲4.9	3,278	▲5.5	小 計	5,994	▲2.8	5,762	▲3.9	5,529	▲4.0	修繕費	修繕費	1,959	18.1	1,975	0.8	2,115	7.1	一般事務費	消耗品費	1,928	▲3.3	1,872	▲2.9	1,647	▲12.0	光熱水道費	2,262	▲0.0	2,251	▲0.5	2,275	1.1	建物機械等賃借料	12,003	▲9.3	10,747	▲10.5	9,960	▲7.3	建物機械等保守料	10,029	▲1.0	9,753	▲2.8	9,863	1.1	事務費	27,166	▲0.2	25,657	▲5.6	26,204	2.1		小 計	53,388	▲2.6	50,280	▲5.8	49,949	▲0.7		合計 (除く固定資産取得費、予備費)	219,059	▲0.3	214,284	▲2.2	182,364	▲14.9	固定資産取得費	固定資産取得費	6,418	▲0.5	5,045	▲21.4	8,023	59.0	予備費	予備費	1,000	—	1,000	—	1,000	—		合 計	226,477	▲0.3	220,329	▲2.7	191,387	▲13.1		平成16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	自己資本残高	52,964	54,812	56,208	56,529	56,979		平成17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	役員及び職員の数	4,980	4,930	4,869	4,782
科 目		平成19年度予算	前年度比	20年度予算	前年度比	21年度予算	前年度比																																																																																																																																																																																	
銀行券製造費	銀行券製造費	53,622	▲4.9	52,785	▲1.6	51,979	▲1.5																																																																																																																																																																																	
国庫国債事務費	国庫国債事務費	52,238	5.3	51,131	▲2.1	20,597	▲59.7																																																																																																																																																																																	
給与等	役員給与	446	2.1	442	▲0.8	436	▲1.4																																																																																																																																																																																	
	職員給与	41,420	1.3	41,533	0.3	41,515	▲0.0																																																																																																																																																																																	
	退職手当	9,992	3.6	10,375	3.8	10,243	▲1.3																																																																																																																																																																																	
	小 計	51,858	1.7	52,351	1.0	52,194	▲0.3																																																																																																																																																																																	
交通通信費	旅費交通費	2,346	▲0.9	2,293	▲2.2	2,251	▲1.8																																																																																																																																																																																	
	通信費	3,648	▲4.0	3,469	▲4.9	3,278	▲5.5																																																																																																																																																																																	
	小 計	5,994	▲2.8	5,762	▲3.9	5,529	▲4.0																																																																																																																																																																																	
修繕費	修繕費	1,959	18.1	1,975	0.8	2,115	7.1																																																																																																																																																																																	
一般事務費	消耗品費	1,928	▲3.3	1,872	▲2.9	1,647	▲12.0																																																																																																																																																																																	
	光熱水道費	2,262	▲0.0	2,251	▲0.5	2,275	1.1																																																																																																																																																																																	
	建物機械等賃借料	12,003	▲9.3	10,747	▲10.5	9,960	▲7.3																																																																																																																																																																																	
	建物機械等保守料	10,029	▲1.0	9,753	▲2.8	9,863	1.1																																																																																																																																																																																	
	事務費	27,166	▲0.2	25,657	▲5.6	26,204	2.1																																																																																																																																																																																	
	小 計	53,388	▲2.6	50,280	▲5.8	49,949	▲0.7																																																																																																																																																																																	
	合計 (除く固定資産取得費、予備費)	219,059	▲0.3	214,284	▲2.2	182,364	▲14.9																																																																																																																																																																																	
固定資産取得費	固定資産取得費	6,418	▲0.5	5,045	▲21.4	8,023	59.0																																																																																																																																																																																	
予備費	予備費	1,000	—	1,000	—	1,000	—																																																																																																																																																																																	
	合 計	226,477	▲0.3	220,329	▲2.7	191,387	▲13.1																																																																																																																																																																																	
	平成16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末																																																																																																																																																																																			
自己資本残高	52,964	54,812	56,208	56,529	56,979																																																																																																																																																																																			
	平成17年度末	18年度末	19年度末	20年度末																																																																																																																																																																																				
役員及び職員の数	4,980	4,930	4,869	4,782																																																																																																																																																																																				
政策評価の結果の政策への反映状況	経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めた。																																																																																																																																																																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 行政改革の重要方針	年月日 平成 17 年 12 月 24 日	記載事項 (抜粋) 各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を行うことを基本とする。																																																																																																																																																																																					

<p>施策名</p>	<p>たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保</p>														
<p>施策の概要</p>	<p>たばこ事業については、WHOたばこ規制枠組条約の発効等たばこ規制の流れを受け、未成年者喫煙防止等に対する社会的要請が高まってきている。また、塩事業については、原則自由の市場構造に転換したことを踏まえ、国の関与は必要最小限となっている。こうした状況を踏まえた政策の企画立案を行う。</p>														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 成人識別自販機の全国導入が確実に実現されるよう、平成20年7月以降、成人識別自販機の導入を「たばこ小売販売業の許可の条件」とする等、未成年者喫煙防止に対する取組を実施したこと等から、「B 達成に向けて進展があった。」と評価した。</p> <p>(必要性) たばこ事業については未成年者喫煙防止等に対する社会的要請が高まってきていることを踏まえた政策の企画立案が求められている。</p> <p>(効率性) 製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率が98.0%となり、また、塩製造業者の登録に係る処理がすべて標準処理期間内に行われた。</p> <p>(有効性) 平成20年7月以降、たばこ小売販売店に対する成人識別自販機導入状況の調査及び改善指導を行うことを通じて、成人識別自販機を導入しない販売店を絞り込み、許可条件の付与を概ね完了することにより、成人識別自販機導入の更なる徹底に向けた体制が整えられた。</p> <p>(反映の方向性) 未成年者喫煙防止の観点から、すべての小売販売店において成人識別自販機の導入が確実に行われるよう、営業停止や許可取消の処分も含めて適切に対処する。また、塩事業センターに対する認可等を通じて塩事業の適切な運営が確保されるよう努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【主な業績指標】</p> <table border="1" data-bbox="347 1061 1474 1256"> <thead> <tr> <th>業績指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成人識別機能が搭載されていない自動販売機の是正状況 (要改善店舗数)</td> <td>0</td> <td>600 以上</td> </tr> <tr> <td>製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率</td> <td>98.0%</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率</td> <td>99.0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			業績指標	目標値	実績値	成人識別機能が搭載されていない自動販売機の是正状況 (要改善店舗数)	0	600 以上	製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率	98.0%	98.0%	塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率	99.0%	100%
業績指標	目標値	実績値													
成人識別機能が搭載されていない自動販売機の是正状況 (要改善店舗数)	0	600 以上													
製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率	98.0%	98.0%													
塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率	99.0%	100%													
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>① たばこ事業の適切な運営の確保 イ 成人識別自販機の導入については、成人識別自販機未導入店に対する許可条件付与の手続が概ね完了したところであり、この条件に違反した小売販売店に対しては、営業停止や許可取消の処分も含めて適切に対処した。 ロ 業界団体に対し、たばこの対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請（警察庁と連名）するとともに、未成年者喫煙禁止法第5条に違反して処罰されたたばこ小売販売業者には、たばこ事業法に基づく行政処分を含め、厳正に対処していく旨を文書で周知するなど、引き続き小売販売店に対する指導を行った。</p> <p>② 塩事業の適切な運営の確保 塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する業務規程・事業計画及び収支予算の認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めた。</p>														
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>												
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>												

表 11-4-② 総合評価方式により事後評価した政策

政策の名称	地震保険
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>1 地震保険の効果</p> <p>(1) 地震保険制度の必要性について</p> <p>地震保険制度は被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、地震災害に対する家計分野の経済的な備えを提供する制度として、昭和 41 年の制度創設以降 40 年以上にわたって運営されており、国の「防災基本計画」(平成 20 年 2 月中央防災会議)においても、国の防災対策の一環として位置付けられている。</p> <p>被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に基づく公的支援制度の支給額(最高 300 万円)等に制約があることから、地震保険制度は自助の備えとして有効な制度の一つとなっている。</p> <p>アンケート調査では、住居規模や利便性、住環境を被災前と同程度に回復できなかったとする人の割合は、地震保険非加入者が加入者に比べて多くなっており、地震保険制度が被災者の生活再建について一定の役割を果たしていると考えられる。</p> <p>(2) 政府による再保険の必要性について</p> <p>巨大地震による巨額な損害については保険会社の支払能力では補償が不可能であることから、地震保険は、政府が再保険機能を通じて関与することにより超長期で収支を均衡させる制度設計となっている。</p> <p>地震保険制度は、利潤も不足も生み出さない保険料率設定(ノーロス・ノープロフィット原則)により、低廉な保険料で安定的に地震保険を提供することが可能となっている。</p> <p>保険会社が利潤を保険料率に織り込むこととすれば、現行の保険料率と比較して高い料率となり、地震保険の普及に支障が生じる可能性がある。</p> <p>(3) 巨大地震への対応について</p> <p>地震保険料率は、政府の地震調査研究推進本部が平成 17 年に公表した「確率論的地震動予測地図」、直近の住宅・土地統計調査等のデータから、地震保険保有契約を前提とした地震被害想定シミュレーションを行うことにより理論的に算出されている。</p> <p>地震保険における 1 回の地震等当たりの保険金総支払限度額は 5.5 兆円(平成 21 年度)であり、地震被害想定シミュレーションにより算出された予想支払保険金のうち最大となる関東大地震(大正 12 年、M7.9)級の被害を想定して設定されている。</p> <p>今後 30 年以内に高確率で発生が予想されている大規模地震に関し予想される保険金総支払額は、首都直下地震(M7.2)の場合で最大で約 3 兆円、東海・東南海・南海連動地震(M8.5)の場合で最大で約 3.8 兆円となっている(ともに平成 20 年度)。</p> <p>官民合わせた責任準備金残高が保険金総支払額に達していない場合には、政府(地震再保険特別会計)は、再保険金の支払いのために借入れをすることができ、円滑に再保険金を支払うことが可能となっている。また、保険会社についても、保険金の支払いのために特に必要があるときは、政府が資金のあっせん又は融通に努めることとなっており、巨大地震にも対応する仕組みとなっている。</p> <p>2 地震保険の加入促進のための施策の効果</p> <p>(1) 加入率が伸びていない要因について</p> <p>地震保険の世帯加入率は、阪神・淡路大震災(平成 7 年)以降、14 年連続で増加しており、平成 6 年度末は 9.0%であった世帯加入率が、平成 20 年度末には 22.4%になっている。また、地震保険は火災保険とセットで販売されるが、火災保険への付帯率も、平成 14 年度末の 33.3%から 6 年連続で増加し、平成 20 年度末には 45.0%になっている。</p> <p>ア 地震保険加入者と非加入者の属性(地域・建物の種類等)について</p> <p>地震保険加入の有無を、地域別・建物の構造別にみると、地震危険度が大きい地域ほど火災保険への付帯率が高めであるという傾向がみられる一方、建物の構造別では付帯率に大きな差異は出ていない。</p> <p>アンケート調査では、地震危険度が最も大きな地域(4 等地)に居住する人がより地震保険に加入している状況がうかがえる。また、地震保険加入者の住居の建築年代は、新耐震基準適用(昭和 56 年)後の、新しい年代の建物がよ</p>

り地震保険に加入している状況がうかがえる。

イ 地震保険非加入者の非加入の理由について

アンケート調査の結果では、保険料の割高感を非加入理由とする回答が多数を占めている。加入を検討したものの加入しなかった者では、「保険料まではわからないが保険料に高いイメージがあった」、「保険料を見た又は計算した結果、保険料が高かった」が合わせて約6割、加入の検討もしなかった者では、「保険料が高いというイメージがあるから」が約4割となっている。

地震保険料を「高い」又は「高いイメージがある」と考えている人についての特徴をみると、地震発生可能性の認識はあるものの、地震保険について「よく知っている」と回答した人の割合は少ない。

ウ 地震保険加入者と非加入者の地震発生可能性等の認識について

アンケート調査をみると、地震保険非加入者では、地震発生可能性や地震保険の必要性について「わからない」とする回答や、自助の備えは「特になし」とする回答の割合が多いことから、このような非加入者については、地震による被害や生活再建についてのイメージが弱く、これが、地震保険の加入非加入を分ける要因となっていることが考えられる。

(2) 税の優遇措置の効果について

地震保険料控除制度は保険料負担の一部を軽減するものであり加入促進に効果的な制度であると考ええる。

アンケート調査をみると、地震保険料控除を加入動機とした人の割合は約5%と大きくはない。本制度の認知度は全般的に低めであり、地震保険加入者においてもその約半数が本制度を認知していないなど、周知が不十分であるという結果も出ている。

(3) 広報活動の効果について

アンケート調査の結果、地震保険非加入者における地震保険の認知媒体は、広報活動（テレビ又はラジオのCM、新聞・雑誌の広告・ポスター）によるものが6割以上の多数を占め、地震保険の周知については一定の効果が出ているものと考えられる。

一方で、加入者における認知媒体をみると、保険会社（代理店）や住宅購入・入居時の関係者の説明といった、広報活動によらないものが5割以上を占めている。また、地震保険に加入しない理由において、「加入の検討をしたが保険の内容がわかりにくかった」、「保険の内容がわかりにくそうだから検討もしなかった」といった回答が1割を占めているなど、現在の広報活動は、保険内容の理解を得るためには十分ではない可能性がある。

保険会社（代理店）の説明を通じて知った人が最もよく補償内容を理解していること、地震保険加入者の加入動機を「火災保険とセットで契約したから」とする人が5割以上を占めているなど、保険会社（代理店）での説明は重要な役割を果たしていると考えられる。

(4) 保険会社における販売インセンティブについて

地震保険はノーロス・ノープロフィット原則の下に低廉な保険料水準で運営することから、保険会社に利益をもたらす商品にはなっていない。しかし、火災保険とセットで販売され、保険会社による地震保険の説明等が行われ、アンケート調査でも、火災保険とのセットでの契約は地震保険加入のきっかけの5割以上を占めている。

3 保険内容が地震保険加入に及ぼす影響

(1) 保険料率水準について

アンケート調査において、「保険料が高いイメージがあったから」保険に加入しなかった人、加入の検討経験がない人に実際の保険料を見てもらい、その印象についてみると、実際に見れば保険料自体は妥当又は安いという印象を持った人が一定割合存在している。また、そもそも保険料率には利潤が含まれておらず、政府再保険により低廉な保険料で地震保険を提供することが可能になっていることを、地震保険加入者においても「知らない」と回答した人が多数存在するなど、保険料に対する理解が十分に得られていないことが、保険料の割高感を醸成していると考えられる。

平成19年には大幅な料率改定があり料率が上がった地域があるが、当該地域においても保有契約件数は増加している。また、地震危険度が高く保険料がより高い地域に居住する人ほど地震保険に加入している傾向にあり、地震保険加入者もその半数以上が保険料は「高い」あるいは「やや高い」という印象を持っているものの地震保険に加入している。

保険料水準というよりも、地震保険制度や保険料に対する理解が十分に得られていないことが、地震保険の非加入の理由となっている可能性があると考えられる。

(2) 加入限度額と付保割合について

地震保険は、保険金額及び付保割合に一定の制約（現行の加入限度額は、建物につき5,000万円、家財につき1,000万円。現行の付保割合は、付帯する火災保険金額の30%から50%の範囲）を設けている。これは、主契約の契約金額全額を支払うことは国の財政力をもってしても不可能であり、かつ、極めて高額な個人資産についてまで国の関与する保険によって救済することは適当でないことや、なるべく一災害による損害の集積を避ける必要があるといった考え方（昭和40年及び昭和54年の保険審議会答申）の下に設けられたものである。

アンケート調査から、地震保険の加入を検討したが加入しなかった理由として、付保割合の上限（50%）を挙げた割合が2割程度存在している。しかし、付保割合の上限を非加入の理由に挙げた人であっても、付保割合の上限を撤廃した場合に地震保険に加入したいか否かについては「わからない」としている人が4割以上を占めている。

加入限度額や付保割合の引上げは、加入インセンティブを高める可能性があるものの、保険料の上昇を伴うことから加入を妨げるおそれもある。加入限度額や付保割合については、更なる検討が必要であると考えられる。

(3) 地震発生確率の保険料率への反映方法について

全国どこの地域でも地震発生の可能性があるが、地震が発生する危険性については全国均一ではないことから、地震保険料率には地震危険度の差を反映させており、現行の等区分は、都道府県を単位に4区分が設定されている。

保険料率の等数や区分単位の在り方については、都道府県単位の区分を改めるなど地震危険度を保険料率により細かく反映させるという考え方もある。しかし、料率を細分化すれば制度の複雑化を招き、保険加入者の納得が得られにくくなる可能性があるほか、事務コストが増加するおそれもあり、また、料率設定によっては保険料が高騰する地域が生じることから、地震保険の加入インセンティブに影響を与える可能性もある。

保険料区分の在り方についてのアンケート調査では、「もっと単純でよい」、「今のままでよい」という回答が「もっと細分化すべき」という回答を上回っており、料率の細分化が加入促進に資するかどうかについては、このような結果も踏まえて検討を行う必要があると考えられる。

(4) 耐震割引等の割引制度の効果について

平成13年以降、世帯加入率・契約件数ともに増加しているが、地震保険の加入動機に関するアンケート調査をみると、建築年・耐震性による割引制度を加入動機に挙げた人の割合は約3%と大きくはない。

地震保険非加入者の多くが本制度を認知しておらず、地震保険料控除制度と同様、周知が不十分であるという結果も出ている。

4 被災者支援策が地震保険加入に及ぼす影響

地震保険制度は自助の備えであるため、被災者支援策が加入インセンティブに影響を与える可能性がある。アンケート調査では、地震保険に加入しない（加入の検討をしたが加入しなかった）理由として、公的支援や義捐金への期待を挙げた人の割合は合わせて8%程度ある。また、地震被災時の資金工面方法として公的支援・義捐金を期待する人について、地震保険非加入者の割合は地震保険加入者よりも若干高くなっている。

公的支援・義捐金への期待を理由に地震保険に加入しない人をみると、地震保険に加入の検討をした非加入者全体と比べ、地震発生可能性の認識は同程度あり、低所得、高齢者の人の割合が多く、過去の地震による被害経験がない人の割合が多くなっている。

これらの結果からは被災者支援策の地震保険の加入への影響を判断することは難しいと考えられる。

5 地震保険の加入促進のための方策の検討

(1) 加入促進のための方策について

地震保険の加入促進のためには、地震発生可能性や地震発生の危険性に対する意識と地震保険の必要性の認識、地震保険料の水準に対する理解が重要であると考えられる。

現在行っている広報活動や保険会社等における説明についてその充実を図ることにより、例えば以下の点について周知啓発を強化することが必要であると考

	<p>えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生可能性や地震危険に対する意識 <ul style="list-style-type: none"> － 海外に比べ、我が国では地震発生確率が高く地震は全国どこでも起こり得ること － 通常の災害に比べ、地震、特に巨大地震が起きたときの被害が甚大であること ・ 地震保険の必要性の認識 <ul style="list-style-type: none"> － 地震保険が被災後の生活再建に大きく寄与すること － 公的支援と自助努力には役割分担があること ・ 保険料水準に対する理解 <ul style="list-style-type: none"> － ノーロス・ノープロフィット原則により保険料が通常の損害保険より割安になっていること － 政府が再保険を行うことにより低廉な保険料で巨大地震にも対応する制度であること － 地震保険料控除制度等が存在すること <p>(2) 火災保険への強制付帯について</p> <p>昭和 55 年には、火災保険への強制付帯制から原則自動付帯制（火災保険契約者が地震保険への加入を望まない場合には、地震保険を付帯しないこともできる）に改定された。</p> <p>火災保険に地震保険を強制付帯させることで地震保険をより広く普及させることができる。他方、地震保険を必要としないと判断する人に地震保険料の負担を強いることに理解が得られるかという問題がある。また、強制付帯とすれば、火災保険と地震保険を合わせた保険料を支払うこととなり、火災保険（及び地震保険）への加入をあきらめる人が生じる可能性もある。</p> <p>アンケート調査では、強制付帯とした場合、保険料の「合計が大幅上昇すれば契約を見直す」と回答した人の割合が4割以上を占めており、このような保険料の上昇に対する抵抗感も踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>平成21年10月にとりまとめた地震保険に関する総合評価において、地震保険の加入促進のためには、地震発生可能性や地震危険に対する意識と地震保険の必要性の認識、地震保険料の水準に対する理解が重要であるということとなり、今後の広報活動や保険会社等における説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していくこととした。</p>